

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 JAPAN

訂正  
標註、神皇正統記

今泉定介  
島山 健 訂正標註

下卷

支那ニ

リ 5  
1399  
34

今泉定介

畠山 健

訂正標註

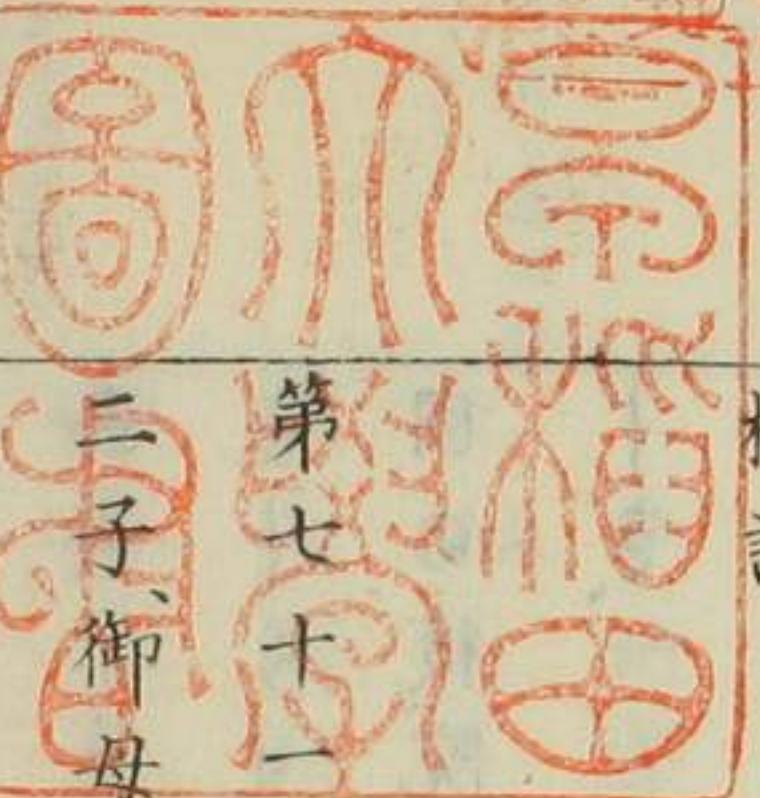
# 神皇正統記

教育書 専賣所 東京 普及舎

明治三十一年十一月五日

標註 正神皇正統記下卷

今泉定介 訂正標註 畠山 健



第七十一

代、第三十八世、後三條院、御名ハ尊仁、後朱雀第  
二子、御母ハ、中宮禎子内親王、陽明門院と申しき三條院の皇女な  
り、後朱雀の御素意にて、大弟ふ立ち給ひき、又三條の御

末をもうけ給へりき、もうともかるためーありき、兩  
流を内外にうけよひて、繼體の主となりまーくき、  
戊申治暦のと一即位、己酉に改元、此の天皇ハ、東宮よ  
てひけしくれをしまーきばあづらみ和漢の文、顯密  
のを一へまでもくうらじ知らせまふ、詩歌の御製  
も、あまく人の口に殘るめり、後冷泉のすゑがま、世の中  
わくもうるためーありき云々、欽明天  
皇、繼體天皇の嫡子  
よみて御母ハ手白  
香生女、仁賢の御女な  
り、後朱雀院の御子よりて、仁賢天皇  
に御孫なり、後三條  
院も後朱雀院に御  
子にて、三條院も  
御孫ちきばなり  
東宮了てスーく云々

門  
5  
1390  
卷 3

訂正申呈元記下卷 一 教育書專賣所

二十四年間太子まで  
ましくき  
記録所天下の訴訟と  
決断する所ちり當時  
權臣はなく莊園を占  
めて民害をますりあり  
ありおもひ之を檢せん  
ぢあふれきといふ  
此の時藤原氏ハ太政  
大臣教通の代ちり

あれて民間のうきへありた四月より位は居給ひしる  
べ、いまさ秋のをさめすもおもむに世のをののうち  
りにくる有徳の君よてましくりとぞ申し傳へた  
る、始めて記録所と云ふ所をたりきて國々のたところへ  
くる事をなすらきき延喜天曆よりこちくりハまたと  
に、かへこた御事ありしなんくし天下を治め給ふ事四年  
太子にゆづりて尊號あり、後に出家せさせまひき此の  
御時よりそ執柄の權おはへられて君の御みづから政  
をしらせ給ふ事にうへりふゝらきど其の頃までも讓  
國の後院中にて政務ありとい見えば四十歳ひきま  
き。

第七十二代第三十九世白河院御名を貞仁、後三條第一

野の御幸野ハ嵯峨野  
をりせらちり  
諸國の重任もと國司  
の任期ハ四年ちり、  
國用を補助すき、重  
ねて任せしるきい  
よ  
受領百寮訓要抄、諸  
國の守を受領といふ  
と見えり  
世の政云々議位の後  
上皇政を院中は執り  
給ふ事此よもトまく、  
この後鳥羽後白河後  
の子、御母ハ贈皇太后藤原茂子、贈太政大臣能信の女、實  
ハ中納言公成の女ちり、壬子延久のとし即位、甲寅に改  
元、保もう一のあとをおこはきて野の行幸ちどもあり、  
又、白河に法勝寺をたて、九重の塔婆とうばをどもむら一の御  
願の寺々をも超え、ため一ちき不どりぞ作りとくのへ  
らせ給ひしる、此の後代ごとふ打ち續き、御願寺をつて  
らきを、造寺熾盛のそりありき、造作のくみに、諸國  
の重任もざいふ事はなくちりて、受領の功課もすく  
からじ、封戸莊園あまとよせたうきて、まふとす國の費  
とこそうりにしき、天下を治めたまふ事十四年、太子に  
ゆづりて尊號あり、世の政をけしめて院中にてあらせ  
給ふ後に出家せしめ給ひても、猶そのまゝにて、御一期ハ

鳥羽の三帝、皆相つきて例と一給ふこと百三十五年、その間、在位の主の權勢もうりき

場の御時、東宮の御時  
といふにむかひ

すごりせまーくき、お下るふて世をあらせ給ふ事。む  
クーハラ、ウリーラ、孝謙脫屣の後よぞ、廢帝ハ位に居  
給ふをうりと見えられども、古代の事ちきばたーうち  
らじ、嵯峨清和宇多の天皇も、たゞゆづりてのうせ給ふ。  
圓融の御時を、やうくあらせ給ふ事もありーふや、院  
の御前より、攝政兼家の大臣承りて、源時仲の朝臣を  
參議にちさまくりとぞ、られバ、上皇まーませど、主上をさま  
くおもしまするきハ、ひとへよ執柄の政ちりき、宇治の  
大臣の世とちりてい、三代の君の執政にて、五十餘年權  
を專にせら大政る。先代ふハ、關白の後ハ如在の禮よりあり  
シ、ふ、阿まくちり不どに成りよタキを了す後三條院、坊

の御時より、あーはまに思しめすよー聞えて、御中らひ  
あーくて、あやぶるおびしめすなどの事のそんあり  
タる、践祚の時、即、關白をやめて宇治におもられぬ、弟の  
二條の教通も、大臣關白せきレゲ、殊の外に、其の權も  
ちくたはーき、まーて、此の御代より、院ふて政をきさせ  
給へば、執柄ハ、たゞ職にそなうするをうりにありぬ、  
はきど、これより、又ふりきすゞレハ一變するにやあり  
くん、執柄、世をおこちをきーりど、宣旨官符にておそ、天  
下の事ハ施行せしまーに、此の御時より、院宣廳の御下  
文を、おりくせしれレよよりて、在位の君、まと、位にそな  
うり給へるをうりちりき、世のすゑよちまきるすゞレなる  
べきにや、又、城南の鳥羽と云ふ所に、離宮を立て、土木

院宣廳院宣ハ上皇の  
詔命より、廳ハ院の應  
じて、上皇の政務を行  
ふ所なり

の大ちういとあるありきむりーはおりの君ハ、朱雀院にます。是を後院といふ。又、冷然院も然の字火かでありて、泉の字ももくらう。の所々よハすませにあくまえく。給らず又、白河より後ふも、鳥羽殿をりちて、上皇御座の本所とハけどめらきふり、御子堀川の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、五十餘年在位よて四年、院中よて十三年。世をあくせ給ひし。院中の禮など云ふ事も、是よりぞれどまりに多く、そべて、御心のまことに、久しうたりくせ給ひ。御代あり、七十七歳おはしまさき。

第七十三代、第四十世、堀河院、御名ハ善仁、白河第二の子、御母ハ中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子あり、丙寅應德三のと一即位、丁卯寛治改元。此のみ

神樂の曲云々、天皇伶人助忠より神樂の歌をうけ給ひて、近方より教へ給ひ。と、續古事談見えく、其の御説今の世までつゝうとちう

ど、和漢の才まくらり、ことよ管絃郢曲舞樂のかたあきらうよましまーき、神樂の曲ちるハ、今世まで、地下よつゝへたるも、此の御説あり、天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳おちしまーた。

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、御名ハ宗仁、堀河第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣實季の女也。丁亥嘉承の年即位、戊子に改元、仁天下を治めし。ふと十六年、太子にゆづりて尊號あり、白河、代をあくせ給ひし。新院とて、所々の御幸よも、たゞ御車にてありき、雪見の御幸の日、御烏帽子直衣に、ふらぐつをめし、御馬にて本院の御車のほかよまくらり、世にめづらうする事ちきば、こぞりて見奉りき、むりー、弘仁の

御烏帽子、直衣、和名抄ふ帽、一名頭衣と見え、飾抄み、宿老之人薄塗柱年厚塗と見えく、又深窓私抄み、御立鳥ハオリキの時

の御用ちりと見え

太上皇、嵯峨の院にうつらせ給ひ一日にや、御馬ふて、都より出でさせまして、宮城の内をも、うりうせ給へりといふ事の見えし、かやうの例にやありん、御容儀めでたくまーくけきば、きくをも好ませ給ひくろにや、装束のこちくちり、鳥帽子のひくひもど云ふこちく、其の比より出來にき、花園の有仁の大臣、又容儀ある人にて、仰せあをせて、上下なむ下風にありよぐらとぞ申すめる、白河院かくきくまひてのち、政を知らせ給ひ、御孫ちゞ御子の儀もきば、重服をきさせ給ひり、是も、院中ふて二十餘年、其のあひどに、御出家ありしりど、猶、世をあきせ給ひき、はきば、院中のふるだためしろハ、白河鳥羽の二代を申すちり、五十四歳おも一まき

第七十五代、崇徳院、御名ハ顯仁、鳥羽第二の子、御母ハ、中宮藤原の璋子、侍賢門院、癸卯保安四のとく卽位、甲辰に改元、大治五年戊申のとく、宋の欽宗皇帝、清康三年にあくまき、宋の政をどれより、北狄の金國にこえて、上皇徽宗もくびよ欽宗をとりて北にかへりぬ、皇帝高宗、江をわくろて、杭州といふ所を立て、行在所とし、南渡といひ一ハ是ちり、此の天皇、天下を治めたまふ事十八年、上皇と御中らひ心ようらであります、そりせ給ひき、保元ノ事ありて、御出家あり、  
第七十六代近衛院、御名ハ體仁、鳥羽第八の子、御母ハ、皇后藤原得子、美福門院、贈左大臣長實の女ちり、辛酉永治  
鳥羽上皇寵姫美福門院の所生體仁を位スづきんぐらふ、崇徳天皇を一て強ひて位を譲らう給ひーとをいふ

標註 神皇正統記下卷

のとて即位、壬戌年改元、治天下を治め給ふと十四年、十七歳にて世をもやくして、

崇徳同母とハ、侍賢門院璋子をもせり

第七十七代、第四十二世、後白河院、御名ハ雅仁、鳥羽第四子、崇徳同母の弟なり、近衛ハ鳥羽の上皇、鍾愛の御子なり、早世して、又、崇徳の御子、重仁の親王つゝせ給ふべからず、本より、御中心よりでやくぬ、上皇おどりめりわづらひをど、此の御門たゞせよま立太子もちくてすぐ居はせ給ふ、今ハ、此の御末のみおぞ繼體へ給へば、あうるべき天命とぞお不ゆり、己亥久壽のとて即位、丙子年改元、年號を保元といふ、鳥羽院晏駕ありて、天下をもよせたまひ、左大臣賴長ときおえりハ、知足院の入道、關白忠實の次郎なり、法性寺

忠實ハ、師實の養子にして、師長の實子なり

關白忠通の大臣、此の大臣の兄にて、和漢の才たゞくして、久しく執柄にてつゝへらまき、此の大臣も、漢才もたゞく聞えりうど、本性あくねりくらうとぞ、父の愛子ふて、よこはまに申て請けらきりをば、關白をばおきる、藤氏の長者なり、内覽の宣旨をかうぶらる長者の、他人よわざる事、攝政關白もトまりてハ、其の例うし、内覽ハ、むろ、醍醐の御代のけづめつゞく、本院の大管と管家と、政をとすけられ一時、あひちびて、其の號ありきと申すめきど、本院も、關白にハあひじ、其の例たがふるや、兄の大臣ハ、本性わざやうおもひくをば、思ひいれぬはまるてぞ過ごはきり、近衛の御門、かくれ給ひ、ころより、内覽をやうもきりに、恨をふくみて、

標註御皇正統語 卷

父の法皇云々、鳥羽法  
皇ちう、保元元年六月  
二日は馬ト給ひ

西山の方云々、如意山  
工道を給ひ一  
左大臣の子ども云々、  
頼長の子、兼長を出雲  
へ師長を土佐へ、隆長  
を伊豆へ、長範を安房

にいふと、天下を我がまことにともつゝはきくろすや、崇  
徳の上皇を申しすりて世をもどらる。父の法皇晏駕  
の後、七ヶ日をさうりてやけりん。忠孝の道をけよる  
事と見えり、法皇も、うねてさとうせ給ひ一すや、平清  
盛、源義朝等はめーあふせて、内裏をまもる奉るべきよ  
く勅命ありきとぞ、上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大  
炊殿と云ふ所にて、すぐには兵をあつめられときバ、清盛、  
義朝等に勅して、上皇の宮をせめり。官軍かつよのき  
アーラバ、上皇ハ、西山の方にのづき、左大臣ハ、流矢ある  
たりて、奈良坂邊までいちゆうきりうだ、終に客死せり  
きぬ、上皇御出家ありきとぞ、猶、讃岐にうつはき給ひ、左  
大臣の子ども、國々よつたまきる。武士ども、おにく誅

ヘ流一、帝王  
編年記より見えり  
奈良坂のこゝろひハ、  
兼子仲成の亂ちう  
通惠ハ、文章博士實  
の子、むとみ圓空と稱  
し、又信西といへり

にふりぬ、其の中に、源為義ときあえーハ、義朝グ父もり、  
いうちる御こころばれりありきん、上皇の御方ふにて、  
義朝と各別にありぬ、餘の子どもハ、父に屬しりるよお  
そ、軍やぶきて、為義も出家あくりを、義朝あづうりて  
誅せーこそ、ためーうき事にハあき、嵯峨の御代よ、奈良  
阪のこゝかひありて後ハ、都に兵革といふとうつり  
に、是よりみどきをめぬるも、時運のくどうめるすゞ  
にぞむがゆる、この君の御乳母の夫よて、通憲法師と云  
ひーハ、藤家の儒門より出でり、宏才博覽の人ちりき、  
ちきど、時にあむびて出家一たりーふ、此の御代よい  
いどく用ひらきて、内々よる、天下の事、けちうづくちう  
ひ申一、大内ハ、白河の御代より久しく荒廢一て、里

標註和皇正統記下卷

たえゝる公事云々、内  
寔相撲の節、久々に絶  
えゝる跡を興り、詩歌  
管絃の遺ちりふき  
て、相催せりく保元物  
語見三つ

内裏うのみまー／＼を、謀をめぐらし、國のつひえも  
ちくつく立て、たえゝる公事どもきも申しにこち  
ひき、すべて、京中の道路ちどもちどひ清めて、むう／＼ふ  
かへりくるすゞりぞありし、天下を治めずすふ事三  
年、太子ゆづりて、例のごとく尊號ありき、院中うて天  
下をあゝせ給ふ事三十餘年、其のあひどに御出家あり  
一うど、政務ハからず、白河、鳥羽兩代のごとく、  
も、うちつゞき亂世よあちせ給ひこそ、あさまー／＼き、  
五代の帝の父祖にて、六十六歳たまーまーき  
第七十八代、二條院、御名ハ守仁、後白河の太子、御母ハ贈  
皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女あり、戊寅保元  
の年即位、己卯は改元、年號を平治と云。右衛門督藤

五代の帝の父祖云々、  
後白河 以仁  
高倉 安徳  
後白河  
二條 六條

信頼ハ道隆八世の孫  
忠隆の子あり  
信頼ハ道隆八世の孫  
忠隆の子あり  
いさり申してやうな  
平治物語、ある時上  
皇信西を仰せしとき  
信頼が大将を豈  
申ナハ如何、信西申  
し、信頼もどり  
身を以て大将をけざ  
さば、爾者を究めて譖  
逆の臣とちり天の為  
ヨ止さき候もんと争  
り不便ユ思召され  
候ふべきとありま  
上皇尤ちりも思召  
さきざりしバ、信西  
唐の安禄山が奢もる  
圓を書いて奉り一由  
みそく  
通憲法師グ縁者云々、  
通憲法師グ縁者云々、

原の信頼と云ふ人あり、上皇いとどく寵せしせよまひ  
て、天下の事をさへ、きうせりうまでふちりに々きバ、  
おごりの心もきばりて、近衛の大將を望み申し、通  
憲法師いはめ申してやうぬ、其の時、源義朝朝臣が、清盛  
朝臣にむけへらきて、恨をふくめりうを、相かくうひ  
て叛逆をむりひくもだてたり、保元の亂ヨハ、義朝が功  
たりくありときど、清盛ハ、通憲法師グ縁者にちりて、殊  
の外よめりつうち通憲法師、清盛等をうしろひて、世  
所をやきて、大内にうつし申し、主上をもかたまよじ  
一あめ奉る、通憲法師のびきがくくやありさん、みづの

通憲の子成範清盛の女を娶り故より上

我の子どもハ云々其の子俊憲ハ參議成憲  
ハ近衛中將長憲ハ少將貞憲ハ右中將

失せぬ、其の子ども、やがて國々へちりつうち通  
憲も、才學あり、心もけうれしくてきど、己が非をもと、未  
崩の禍をふせぐまでの知分やうけたりとん、信賴が非  
をばいはめ申しけきど、我の子どもハ、顯職顯官にのぞ  
り、近衛次將ちどよさへちり、參議以上ふあざるもあり  
き、かくて失せに一々バ、是も、天意ふたがふ所ありとい

近臣等云々天皇の外  
舅大納言經宗、別當惟  
方等をいふ  
清盛の家へ八條アキラより

尾張の國にて云々尾  
張國智多郡野間内海

ふ事ハ、うたがひち、清盛此の事を聞き道よりのがり  
ぬ、信賴のくらひにおける近臣等、此の中に心づもりする  
人々ありて、主上上皇を一のびて出ごと奉り、清盛の家  
ふうつー申してくり、すまむち、信賴、義朝等を追討せし  
程ヨリ、打ちかちぬ、信賴ハこうなれて首をきりきに

アテアシテ、其の首を梶せりきにき、義朝重代の兵た  
りうへ、保元の勳功すてらきアシテありしよ、父のく  
びをきりせたマ一事、大ちりとびちり、古今ふもきりず、  
和漢アフも例まし、勳功アシテ替ふとも、みづから退くと  
も、ちどう父を申したする道アシテべき、名行かけを  
てにききば、いりでり、つひよ、其の身をまくべき滅  
びゆることハ天理あり、たゞそがる事ハ、其の身のと  
かハかるとて、朝家の御あやまちあり、よく案あるべ  
うアシテ、其の子を殺したりことちり、父として、不忠  
ざりける、大義よハ親を滅不すと云ふ事のあるハ、石碏  
といふ人、其の子を殺したりことちり、父として、不忠  
大義よハ親を滅不す  
云々左傳アシテ魯隱公四年九月、衛人使右宰  
孟般アシテ呑于濮アシテ石碏使

其室孺羊肩淮役石厚  
于陳君子曰、石碏絕臣  
也、惡州吁而厚與焉大  
義滅親其是之謂乎と  
見えり、州吁ハ其の  
父を殺一、りつちり、  
石厚ハ石碏の子みて、  
州吁の交友もり  
大理とハ、大理公事也  
とあり、我朝の檢非  
違使の如きりのちり

の子をおろすハ理あり、父不忠ちりとも、子とてころ  
すと云ふ道理あり、孟子に、よくへをとりていへるよ、舜  
の天子たまし時、其の父瞽叟人をおろす事あらんを、時  
の大理ちり一臯陶、こうへときば、舜もいうべし給ふべ  
きといふよ、舜も位をすて、父を負ひてそ去らましと  
あり、大賢のをへあきば、忠孝の道あらむれて、たもー  
ろくこそ、保元、平治よりこのうと、天下みどきて、武用け  
かりよ、王位あろくちりぬ、いまど、太平の世にうへらざ  
るも、名行のやぶきをめふよきる事とぞえうち、の  
くて、あを志づまきりに、主上、上皇、御中あらくて、主  
上の外舅、大納言經宗、後よめりへさきて、御めのと子  
の別當惟方等、上皇の御意に背きりきば、清盛朝臣よ仰

兄弟おおつ大將とハ  
重成、家武をちせらま  
り  
天下の者習ハ云々、田  
國二十餘國よ跨り、一  
門の人向にみ任ぜ  
る六十餘人ち  
く

せでめトとり、配所につらなれ。是より、清盛、天下の權  
を下しきましにて、程ちく、太政大臣アあぐり、其の子、  
大臣大將にちり、あまたへ、兄弟、左右の大將よて、ちりび  
ふき、此の御門の御世の事ちりぬも、天下の諸國ハ、半す  
ぐるまで家領とちり、官位もおなく、一門の家僕にふは  
げたり、王室の權、らむに、ちきがごとく、ちりぬ、この天  
皇、天下を治め給ふ事七年、二十三歳おちしまーき  
第七十九代、六條院、御名を順仁、二條の太子、御母ハ、大藏  
少輔伊岐兼盛、女ちり、其の品いやしく、贈位  
の年即位、丙戌に改元、仁天下を治め給ふ事三年、上皇、世  
をあつせ給ひり、バ、二條の御門、本より心よつゝぬ御  
事あり、かゑふや、いつり、讓國のあとありき、御元服  
譲國のとありしハ、天  
皇五歲の御時より

標註社皇正統記 卷

孝子傳所著

普天下

ちどもちくて、十三歳にて、世をもやくへはります。第八十代、第四十二世、高倉院、御名ハ憲仁、後白河第五の子、御母ハ、皇后平の滋子、建春門院と申し、き贈左大臣時信の女なり、戊子仁安のとて即位、己丑より改元、嘉上皇、天下を知らせます。事りとおど清盛權を專にせー事ハ、殊更世をもく重盛ハ治承三年八月、年四十ニふて薨せり。聞白基房、太宰權印と住さるゝ。治承三年九月、此の御代の事より、其の子、徳子入内して女御と即立后ありき、未つうと、やうく所々、反亂の聞えあり、清盛一家、非凡のわざ、天意よそむきけるふこそ、嫡子、内大臣重盛ハ、心をへらへて、父の惡行をぞいはめられめだらばへ、世をもやくしぬ、いよ／＼おづきをきをめ、權を不一ときまにけ、時の執柄よて、菩提院の聞白基房の大臣おも／＼も、中らひよろ／＼からぬ事ありて、

死罪を申しあがむる人、池の尾すり

師長、治承三年尾張と流れる、此の時、大納言資質以下、法皇の親近するりの三十九人の官職を解き、以仁後白河第二の皇子なり

太宰權帥に遷ゆきて配流せり。妙音院の師長の大臣も、京中を出だす。其の外よ、つもせ／＼き／＼人おらず、き、三位源賴政といひしりの院の御子、以仁の王とて、元服ハあり／＼と、親王の宣旨ちどだよ／＼て、からずうち宮にお入／＼を、す／＼め申して、國々ある源氏の武士等にあひふれて、平氏をう／＼ちもんとをうりけれど、それをめど、そきより亂きそめて、義朝朝臣が子、びぬ、う／＼れど、そきより亂きそめて、義朝朝臣が子、賴朝、前古兵衛佐、從五位下、平治の比、六位の蔵人たるの亂よ、死罪を申しあがむる人ありて伊豆の國よ配流せ／＼きて、お近くの年をたくり／＼が、以仁王の密旨をうこまわり、院よりも、忍びて仰せつゝもす道あり／＼

義朝  
賴朝  
範賴  
義經

標註  
御皇子ノ綱言一卷

音序

義兵をひこーぬ賴朝の伊豆より兵をあげ、ハ治承四年八月ちり。巴、東國をすりて、義兵をおおへぬ、清盛によく、惡行をのこすけをば、主上、ふうくちげりせ給ふ。ふをうに遜位の事ありしも、世をいとせましるゆゑとぞ、天下ををさめ給ふ事十二年、世のちの御いのりの爲よ。御心をへもめでたし、仕丁の紅葉を焼きて、酒を煖めりを許し給ひ、嬪女の朝服を盜まきを、慮も與へ給ひ。頬をいふ。

十一歳おも一ま一き

|   |    |    |    |
|---|----|----|----|
| 忠威  | 清盛 | 重威 | 外威 |
| 建禮門院                                      |    |    |    |
| 教威  | 教絆 |    |    |
| 福原ハ、今之神戸の地                                |    |    |    |
| 法皇上皇、法皇ハ後白河上皇ハ高倉                          | うり |    |    |
| 清盛りくきて、養和元年閏二月、俄に熱を患へて薨せり。年六十四、政權を執ること二十年 |    |    |    |

第八十一代、安徳天皇、御名ハ言仁、高倉第一子、御母ハ中宮平徳子、建禮門院太政大臣清盛がむすめなり。庚子治四のと一即位、辛丑に改元、養法皇、猶、世をしらせ給ふ。平

|   |    |  |  |
|---|----|--|--|
| 重衡  |    |  |  |
| 建禮門院                                      |    |  |  |
| 忠度  |    |  |  |
| 教威  | 教絆 |  |  |
| 福原ハ、今之神戸の地                                |    |  |  |
| 法皇上皇、法皇ハ後白河上皇ハ高倉                          | うり |  |  |
| 清盛りくきて、養和元年閏二月、俄に熱を患へて薨せり。年六十四、政權を執ること二十年 |    |  |  |

氏ハ、いよ／＼おうをち／＼、諸國も、すでよみどれぬ、都をほへうつすべ／＼といひて、攝津國福原とて、清盛すむ所のあり／＼に、行幸せらせ申／＼り、法皇上皇も同／＼くうほ／＼奉る。人の恨、たなくきこえ／＼ま／＼へ／＼奉りうた。いく不ぞもく、清盛かくきて、八男宗盛、そ／＼跡をつぎぬ、世の亂をもかへども、大臣に任／＼、天性、父ふを兄弟もおよび／＼り、や威望も、いつ／＼うじところへ、東國のいくさ、すでにあち／＼ちりて、平氏の軍、所々にて、利をう／＼ひ／＼と、法皇忍びて、比叡山にのがらせ給ひ。平氏力をれどし、主上をす／＼め申／＼て、西海より落す。中三とせをうりありて、平氏こと／＼く滅亡す。

清盛が後室、從二位平の時子といひ一人、此の君をいど

法皇忍びて云々、此時義仲、維盛を越中の礪波山に破り、勢を乗じて近江に入り、比叡山を擄き、法皇脱て、う／＼幸一給ひ。平氏こと／＼く滅亡す。

標註利皇正統記下卷

教書讀讀所藏

内、壽永四年、即、文治  
二年、壇浦よての事な  
り

天皇と称ー申すぢり、  
文治三年四月、誠を奉  
りて、安徳天皇と申せ

天皇と称ー申すぢり

事三年、八歳おもいまーき、遺詔等のゆきとちくさきばうや、  
忠通 基實 基通  
いぢめ申す革、進藤高  
直をうせり

第八十二代、第四十四世、後鳥羽院、御名ハ尊成、高倉第四  
子、御母ハ、七條院藤原の殖子、先代の母儀、おなくハ后宮、  
り一ハ、みるまづ、立后の後のゆきどめあり、此の七條院、立  
后ちくて、院號のゆきどめあり、さへし、先、准后の勅あり、  
入道修理大夫信隆の女あり、先帝、西海に臨幸あり、  
ど、祖父、法皇の御世あり、うバ、都ちらちうび、攝政基通  
の大臣ぞ、平氏の縁よて、供奉せきを、いぢめ申すと  
もがらありけるよや、九條の大路邊よりとくまきぬ、  
其の外、平氏の親族ちうぬ人々、御供つまつる人ち

かりうり、還幸あるべきよし、院宣ありけきど、平氏承引  
ー申す、依りて、太上法皇の詔よて、此の天皇くせ給  
ひぬ、親王の宣旨までもう、先、皇太子とし、即、受禪の儀  
あり、翌年甲辰にあくらとし、四月ノ改元、元七月ノ即位、  
此の同胞に、高倉の第三の御子きくーりど、法皇、此  
の君をえび定め申し、給ひけるとぞ、先帝、三種の神器  
をあひぐせせ給ひ、ゆゑ、踐祚のゆきめの違例も  
くりうども、法皇、國の本主にて、正統の位をつゝへま  
ま、皇太神宮、熱田の神、あきうに守らせ給ふ事もき  
バ、天位つゞもましゆくび、平氏不ろびて、後、内侍所神  
璽もかへりいらせ給ひ、寶劍ハ、つひよ海に志づきてみ  
えびうちり給ひぬ、其のころ不ひハ、晝の御座の御劍を寶  
内侍所神璽云々、文治  
元年四月二十五日戊  
寅戌時神鏡璽自鳥羽  
入御云々と百練抄  
見えうり  
晝の御座の御劍云々

標註 神皇正統記下卷

卷之三十一

普天閣

禁祕抄より御劍者壽永  
入海於失之後院御時  
以後二十餘年被用清  
涼殿御劍仍以璽為先  
而承元主御門讓位時  
有夢想自伊勢進之已  
來又准寶劍以劍為先  
也とあり

天德年中云々、  
村上天皇の天徳二年、  
一條天皇の寛弘二年、  
後朱雀天皇の長久元  
年の三度、火災ヨウあひ  
給ひき

劍ソノ擬せられソノ、神宮の御告にて、神劍を奉らせ  
給ひソノよよりて、近比までの御守ソノ、三種の神器の  
事ソノ、所々ソノ申ソノうども先内侍所を神鏡ソノ、八咫の  
鏡と申ソノ、正體ハ、皇太神宮にいもひ奉ソノ、内侍所ソノま  
ますハ、崇神の御代にいもへられソノ、御鏡ソノ、村上  
の御時、天徳年中ソノ火事ソノあひ給ソノ、そきまでソノ、圓規ソノ  
けソノすはソノ後朱雀の御時、長久年中ソノうちねて火ソノ  
一ソノ灰燼ソノ中ソノ、光ソノ、せくすしソノをソノらをソノらをソノりて  
ぞあぐめ奉られソノ、ちきど、正體ソノ、かちソノて、萬代の  
宗廟ソノまソノます、寶劍ソノ、正體ソノ、天の蘿雲の劍ソノ、後ソノは、草  
と申すハ、熱田の神官ソノいもひ奉ソノ、西海ソノおづみソノし、  
崇神の御代ソノ、たちソノつソノうへらきソノ劍ソノ、うせ

道行云々、道行の來り  
一ソノ天智天皇七年の  
事ソノ

ゆる事ソノ、末世のあらソノにやとソノらりソノとソノど熱田の  
神ソノ、あソノうソノ御事ソノ、むソノ、新羅國ソノ、道行ソノと云ふ  
法師來りて、ゆすソノ奉りソノうど、神變ソノあソノもソノて、我ソノ  
國ソノ出ソノで給ソノ、かソノ兩種ソノ、正體ソノ、むソノにうソノうソノ  
やソノうソノ、代々の天皇の、とソノき、御ソノりソノとソノて、國土の、あ  
まわき光ソノうソノ給ソノへり、失せふソノ寶劍ソノ、もとより、如在  
の事ソノとぞ申ソノ奉ソノべた神璽ソノ、八坂瓊の曲玉ソノと申す、神  
代ソノ今にうソノうソノ、代々の御身ソノもうソノ、御ソノうソノ  
されば、海中ソノうソノうソノ出ソノで給ソノへるも理ソノ、三種の御  
事ソノ、よく心得奉ソノべきソノ、ちべて、物ソノうソノぬソノいソノハ  
上古の神鏡ソノ、天徳長久の災ソノあひ、草薙の寶劍ソノ、海に  
あソノうソノうソノと申ソノ傳ソノふることあるソノや、かへすソノぐソノ

標註 神皇正統記 卷

卷之三

事より、此の國ハ、三種の正體をもちて、眼目とも、福田  
ともする事よりバ、日月の天をめぐらん程ハ、一つもろ  
け給ふまトキより、天照太神の勅に、寶祚のきうえまさ  
ん事、天地ときたまうちのるべーと云々、いふでりう  
たうひ奉るべき、今よりゆくさきも、いとたのりーくこ  
そ思ひよまへき、平民いまと、西海よりあり一不、源義仲  
と云ふりの、まづ入京、兵威盛りを以て、世の中の事  
をおほへてこちひき、征夷將軍に任せらまし、此の官ハ、むう  
し、阪上の田村丸までハ、東夷征伐のくめに任せ、さき  
其の後、將門ヲみぞれ、右衛門督忠文の朝臣、征東將軍  
を兼ねて、筋刀を給ひ、ようこのうと、久しくたえて任  
ぜゝきび、義仲ぞもとめて成りゆくも、あまたある事お

征夷將軍云々、この後  
賴朝も、建久三年、他  
庚大將軍と補せられた  
りき  
將門の亂ハ、天慶二年  
の事なり

爲義  
行家  
爲朝  
義賢  
義仲

近臣の中云々、平知  
康をはせり

義仲ハやがて滅びぬ  
義仲兵を出だして宇  
治勢多々拒ぐ、義經の  
將高調景季等、まづ宇  
治川を渡り、破りて京  
に入る義仲の将、今井  
兼平、安井等奮戦せり  
うちも、終り敗也、義仲  
ハ栗津より走りて殺され  
3時、壽永三年正月、  
義仲年三十一ちりき

守護をおきて云々、賴  
朝その家人を以て、慈

ほくて、上皇、御いきどなりのゆゑふや、近臣の中に、軍を  
おこし、退治せんとせりにあとうじて、中々あさま  
一き事もん出来にし、東國の賴朝、弟範賴、義經等を内に  
の不せり、クバ、義仲も、やがて滅びぬ、さて、そきより、西海  
へむりひて、平氏をバたひらげり、天命きをまうりぬ  
災難きをば、神もぢうもおよぎせ給ひぬよや、かくて、平  
氏滅亡して、クバ、天下りくのごとく、君の御まうち  
べきくと覺えしよ、賴朝勳功、まことに、ためしきうつけ  
きば、もづからも、權をほりきよし、君も又うちまつ  
せられゝときバ、王家の權ハ、いよ／＼おとろへりた、諸  
國の守護をおきて、國司の威をたはへりバ、吏務と云

標註 祖皇正統記 卷

卷之三 言事 聲言 普濟 卷

諸國の守護地頭とし、已と自請ひて總地頭となり、鎌倉の居て之を統べ、又鎮西守護京都守護を置き、諸國の國司、莊園の領家、皆文弱す。又守護地頭の武士す。而して且ひいくハ世襲あり、一ウーハ故よ。やうづく封建の尊きを。朝廷衰へ。

鎌倉のうち相模國鎌倉郡

俊乗俊助ちるべし、房  
へ建久十年宋より赴き  
天台、権律の三學を究  
め、歸朝せり、嘉祐三

ふあと、名をうりむちりぬ、あらゆる莊園郷保に、地頭を補さし、うば、本所をもきびごとくにちきりき頼朝ハ、從五位下前右兵衛佐うりしげ、義仲追討の賞に、越階して正四位下に叙。平氏追討の賞又、越階して從二位。正四位下に叙。平氏追討の賞又、越階して從二位。正四位下に叙。建久の初よや、もじめて京上へて、やがて一度に、權一申しけきど、觀憲よりて、朝獎ありきとぞ、程多く辭退して、りこの鎌倉のうちちにちん下りし、そのうち、征夷大將軍の拜任。そきより、天下の事、東方の事、よちりふき、平氏のふぞれに、南都の東大寺、興福寺やけみーを、東大寺をバ、俊乗といふ上人、すくめ立てくそバ、公家ふも委任せき。頼朝もふく隨喜して、などく再興。

年八月寂。年六十二  
台、津二宗の中興とま  
に詔へて正法大興國  
師と云ひき  
東大寺の再興ハ、建久  
元年より始めて、同六  
年ス成る。時ニ頼朝車  
駕ニ陪從して之を慶  
せり  
承久ノ事ありて云々、  
後鳥羽上皇、北條氏の  
専横を憤り給ひ、院宣  
を諸國ニ下して、義時  
を討ち給ふ。義時遂ニ  
反し、子泰時、朝時、第時  
房等をして、東海、東山、  
北陸の三道より進ま  
り、兵合せて十九万  
人、直ニ京師を犯せり、  
官軍之を諸道ニ拒ぎ  
りうど、終ニ皆敗らる  
之を世ニ承久の亂と  
いふ。乱定まりて、義  
め給ふ事十二年、太弟ニゆづりて、尊號例のごとく此の

供養の義も、古き跡をうづねておこちをきり、ありが  
たき事アリや、頼朝も、かきねて京上へり、且ハ、結縁のた  
め、うつも、警固のうちありき、法皇かくれられせ給ひて、主  
上世をあらせ給。すべて、天下を治め給ふ事十五年、太  
子にゆづりて、尊號例のごとく、院中ふて、又、二十餘年志  
らせ給ひ一ヶ、承久ノ事ありて御出家、隱岐の國にて  
くき給ひぬ、六十一年おけまゝき  
第八十三代、第四十五世、土御門院、御名を爲仁、後鳥羽の  
太子、御母ハ、承明門院源在子、内大臣通親の女ちり、父の  
御門の例にて、親王の宣下ち、立太子の儀をうりにて、  
則、践祚あり、戊午建久の年即位、己未は改元、正天下を治

標註 神皇正統記 卷

卷之三

時上皇を隱岐に遷り奉りき。御門まはーき正嫡よて、御心をへも、たゞーくきこえ給ひーく。上皇鍾愛にうつはきまくらゝや、程ちく讓國あり、立太子までもあくねはまよちくよき。承久の亂よりましらいさりまーくもどり云々、承久の時より御門院ハいまさ時機至らじとて、廢後鳥羽上皇を諫め給ひき。故ニ軍事ニハ預かり給てざるゝうど、至孝の御性にて、獨京師ニ留まらず恩び給ひ次、旨を鎌倉ニ論じて、土佐に逃り、また阿波より給ひき。はしまべ土佐院又阿波院とも稱一奉らり。第十八代、順徳院、御名を守成、後鳥羽第三子、御母ハ修明門院藤原の重子、贈左大臣範季のむすめちうり、庚午四のと一即位、辛未に改元、建承元此の御時、征夷大將軍賴朝、次郎實朝右大臣、左大將までよりにしが、兄、左衛門督賴家が子に、公暁といひひる法師アコロはきぬ、又、つぐまーき。

人ちくて、賴朝が跡をうぐいたえり、賴朝ハ後室は、從二位平の政子とて、時政と云ふりゆむすめちうり、東國の事をバおこちひき、其の弟義時、兵權をとうりしが、上皇の御子を下し申して、あふぎてまとめるべきよ。奏

一ノをど、不許にやあくらん、九條の攝政道家の大臣も、外戚ユつぎてよみおもしきば、その家ハ兼實の孫より云々、道長もと公暁の女を納きて、賴經をうむ、故にかくいふ。子ハ、賴經をいふ。賴經時より年二歳、廢帝在位僅に七十餘日、世子九條の廢帝と稱一奉りしを、明治三

賴朝ハ跡ハ云々、賴朝兵を起しより源氏ハ三代、凡四十年より滅ひき。

不許はやあくらん云々、後鳥羽上皇國ニ主を立つる如一とて、許し給えざりき。外戚ユつぎて云々、道原公經賴朝の妹の夫藤原船保が女を娶る。

まーき

廢帝、御名を懷成、順徳の太子、御母ハ、東一條院藤原光子、故攝政太政大臣良經の女ちうり、承久三年、春の頃より、上

標註 不<sub>レ</sub>皇正統記 卷

卷之三 言文音讀所 音列合

年七月三日益を奉り  
て、仲恭天皇と申す

皇、たゞ不<sub>レ</sub>メ立つ事あり<sub>シ</sub>バ俄々讓國<sub>一</sub>給<sub>フ</sub>順德  
御身をうらめて、合戰のこと<sub>シ</sub>、新主<sub>シ</sub>讓位あり<sub>シ</sub>、即位  
給<sub>シ</sub>、御<sub>シ</sub>うりごと<sub>シ</sub>、新主<sub>シ</sub>讓位あり<sub>シ</sub>、ひとつ御心<sub>シ</sub>せき<sub>シ</sub>せ  
登壇までもちくて、軍やぶき<sub>シ</sub>うバ、外舅攝政道家の大  
臣の九條の第への<sub>シ</sub>きさせ給<sub>フ</sub>、三種の神器をバ、關院  
の内裏<sub>シ</sub>すてお<sub>シ</sub>れふき、讓位ののち、七十七ヶ日の間、  
あちく神器を傳へ給ひ<sub>シ</sub>うざも、日嗣<sub>フハ</sub>くもへ奉  
らば、飯豊の天皇の例<sub>シ</sub>うざもへ申すべきこそ、元服  
ち<sub>シ</sub>うざもうく<sub>シ</sub>て、十七歳<sub>シ</sub>ふてうくきましま<sub>シ</sub>、<sub>シ</sub>ても、其の  
世の亂を思ふよ、まことよ、末の世よもまよふ心もあり  
ぬべく、又、下の上をしりぐは<sub>シ</sub>ともうりぬべし、其のい  
ちきをよくわきまへらるべき事あり、賴朝勲功をむり

飯豊の天皇押磐皇子  
の女頭宗仁賢の御姉  
みませう、御在位久  
うらざり一ヶ故<sub>シ</sub>日  
嗣<sub>フ</sub>うぞへ奉らぬま  
ク

後室の尼公、賴朝の妻、  
平政子ちう

よりとくひちき程<sub>シ</sub>うれどひとへよ、天下をたうづく  
ろ<sub>シ</sub>セ<sub>シ</sub>クバ君として、安<sub>シ</sub>う<sub>シ</sub>思<sub>シ</sub>めせらも理<sub>シ</sub>あり、  
いぢんや、その跡<sub>シ</sub>うえて、後室の尼公、陪臣の義時<sub>シ</sub>世<sub>シ</sub>  
ちうかきバ、彼のあとをけづりて、御心のまことにせらる  
べ<sub>シ</sub>と云<sub>シ</sub>え、一往の謂<sub>シ</sub>う<sub>シ</sub>あ<sub>シ</sub>じ、ちうきども、白河  
鳥羽の御代のころより、政道の古きすぐ<sub>シ</sub>、やう<sub>シ</sub>お  
ところへ、後白河の御時、兵革<sub>シ</sub>こうて、森臣世を<sub>シ</sub>うど<sub>シ</sub>天  
下の民不<sub>シ</sub>とく、塗炭<sub>シ</sub>うたちふき、賴朝一臂をふるひて、  
其の亂をたひらげたり、王室を、ふろきよかへるまで<sub>シ</sub>  
ちうづく<sub>シ</sub>うど、九重の塵<sub>シ</sub>をらま<sub>シ</sub>、萬民の肩<sub>シ</sub>やすま  
りぬ、上下堵<sub>シ</sub>やまく<sub>シ</sub>、東より<sub>シ</sub>西より<sub>シ</sub>、其の徳<sub>シ</sub>伏<sub>シ</sub>  
ウバ、實朝<sub>シ</sub>う<sub>シ</sub>うりても、そむくゆのふくと<sub>シ</sub>きこえ<sub>シ</sub>

標註 神皇正統記 卷

卷下 読讀所 普及舎

是よりまちる不どの徳政もくして、いゝでたやすくつ  
くへきるべき、とひ又うしもそれぬべくとも、民やす  
うるまトくバ、上天よもくも給もト、次に、王者のいく  
きと云ふも、とびあるを討し、きずちをばやろぼはば、  
賴朝高官よのなり、守護の職を給ひ、是より、法皇の勅裁  
あり、わくくよなすめりとハけらめぐく、後室、其の  
跡をもうひ、義時久しくときど權をとりて、人望よそ  
むうざりし、下よハ、いたさきをありといふべく  
れ、一往のいたさきばづりて、追討せしきんも、上の御と  
ケどや申すべき、謀叛おこし、朝敵の利を得るよ  
ハ比量せしきどく、かきバ、時のりくろび、天のゆう  
けぬ事ハうきひす、但、下の上を剋するハ、きをめく

體の道々云々

後嵯峨  
高倉  
土御門  
順徳  
後堀河  
後深草

る非道あり、つひよハちくら皇化よ順をざるべき、まづ、  
まことの徳政をおこちむき、朝威をくく、うきを剋する  
やうりの道ありて、其のうへの事とぞおゆり、且ハ、世  
の治亂のすぐくをも、能くくもあらせ給ひて、私の御  
心ちくバ、干戈を動かさるく、弓矢を治めらるく、天  
の命にまうせ、人の望にあらがむせ給ふべからゝ事よ  
や、つひふしてハ、體の道も正路ふりへて、御子孫の世  
よ一統の聖運をひらかきぬきバ、御本意の、いまど達せ  
ぬノハあらばきど、一旦も、あづませくよひこそ口惜  
りくき

第八十五代、後堀河院、御名も茂仁、二品守貞親王後よ、後  
と申  
き第三子、御母ハ、北白河院藤原の陳子、入道中納言基

標註 祀皇正統記 卷

卷下 論著 卷上

書院

入道親王ハ後高倉守  
真親王あり

入道親王云々、落師後  
、親王の宣旨あるを  
法親王といひ親王の  
後に落師一給へるを  
入道親王とハいふち  
淡路り帝淳仁天皇を  
早良の察太子、光仁の  
皇子、桓武の太弟ち  
小一條院三條の皇子  
敦明親王あり、御母ハ  
皇后城子、小一條左大  
持濟時の女ちう

家の女ちうり、入道親王ハ高倉第三の御子、後鳥羽同胞の  
御兄、後白河の御ちうびよりを給ひ、御事ちうり、承久  
胤ましすけび、依りて此の孫王を天位につけてまつ  
事ありて、後鳥羽の御ちうびきの外、この御子ちうでハ皇  
り、入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世故一らせた  
と申し、淡路の帝の御父、舍人の親王を、長岡の天皇  
光仁の御父、施基の皇子を、田原天皇と申し、早良の廢太  
子ハ、怨靈をやすめらきんとて、崇道天皇の號をおく  
る院號あり、院號あり、院號あり、院號あり、此の天皇、辛  
巳承久のう即位、壬午に改元、貞天下を治め給ふ事十  
一年、太子にゆづりて、尊號例のごと、おをく政を

らせ給ひ一ヶ、世をもやく一大、中、小、二十一歳おも  
まゝき

第八十六代、四條院、御名も秀仁、後堀河の太子、御母ハ藻  
壁門院藤原溥子、攝政左大臣道家の女ちうり、壬辰貞永の  
と一そく、癸丑に改元、天福例のごと、山一とせむうりあ  
りて、上皇かくき給ひ一ヶ、外祖にて、道家の大臣、王室  
の權をとりて、むくの執政のだとあるぞあり、東國  
よあふぎ、征夷大將軍賴經も、此の大臣の胤子ちれバ、  
文武一つふて、權勢たまへけるとぞ、天下を治め給ふ事  
十年、俄に、世をはやく一給ひき、十二歳おもまゝた  
第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、御名ハ邦仁、土御門院  
第二の子、御母も贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内

標註 神皇正統記 卷

卷之三

通親  
承明門院  
通宗  
通子  
士御門  
後嵯峨  
通方

大臣通親の孫女ちり、この帝、承久のみぐをあつて時、二歳もちりせ給ひく、通親の大臣の四男、大納言通方、父の院とも御傍親、贈皇后もと御ゆづちりうば、收養し申してかくーおき奉りき、十八の御年にや、大納言さへ、世をもやくせうば、いとど、無賴もちりしまひて、御祖母、承明門院もちん、うつろひまーく、二十二歳の御年、春正月十日、四條院、俄に晏駕、皇胤もちり、連枝の御子もまゝおひび、順徳院ぞ、いまど、佐渡もちんまけりが、御子達も、あまと都もくすきり給ひき、入道攝政道家の大臣、彼の御子の外家もおもー、うば、此の流を天位につけ奉り、りとめまゝるせばーらんとおもむきくろよや、其のれもむきを、仰せつゝなーくきど、鎌倉の彼の御子、順徳の御子うり、この時、位もつけ奉らんとせうば、忠成王ちうき

義時グ子、泰時、ちりひ申して、此の君をすゑ奉りぬ、ま土御門の御兄、順徳ハ土御門の御弟も、是も例の御記の失らべ  
泰時、誠量人より過ぎ、寛厚にて、民を恤り、政を行ふゆかう、職も勤慎にて、身清廉ちりき  
本所領主をいふ

こうよ、天命ちり、正理ちり、土御門院の御兄よて、御心をへもやざくし、孝行もふく聞えはせうやうひーうば、天照太神の冥惠より代りて、ちりひ申して、人をもぐく、ちり、大方、泰時、心正しく政すちりて、人をもぐく、物にむごうじ、公家の御事たりくし、本所のヨヅヒをとりめーうば、風の前よ塵ちりして、天の下、則ちづまりき、かくて、年代をうさねー事、ひとへに泰時グ力とぞ申一傳ふりる、陪臣として、久しく、權をもる事ハ、和漢兩朝より先例ちり、其の主より一賴朝す、二世をも過ぎば、義時、いうちる果報ふう、もくらげる家業をもとめて、兵馬の權をもぎりき、たりー稀ちり事よや、ほきど、殊なる才

標註 神皇正統記 卷

講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義

法式泰時許定衆を置  
きて政事を咨詢す又  
貞永式目五十條を定  
めり

七代まで云々<sup>タメ</sup>  
義時 泰時 時氏  
絶時 時賴 時宗  
貞時 高時

徳もきこえび、又、大名の下よ不ある心やありん、中二  
とせをうりぞあり、身まかりうど、彼の泰時相續し  
て、徳政をさきくし、法式をくとく因、已ダ分をなうるの  
みちうび、親族ちうび、あゝゆる武士までいましめ  
て、高官位をのぞむりのうつりき、其の政次第のまゝ  
おとろへ、つひよ、滅びめらハ、天命のをもるすゞくうり、  
七代までたりてること、かきぐ餘薰うれバ、うらむる所  
うりといひつべし、たうそ、保元、平治よりうのうのう  
うりがたき、賴朝といふ人も多く、泰時と云ふりの  
もちうまきうバ、日本國の人民、いりぐちうまし、此  
のいをきま、よくあうね人も、故もちく、皇威のおとろへ、  
武備のうちよくなと思へるハあやまうり、所々よ申

せら事うきど、天日嗣も御譲にまくせ、正統よりへらせ  
給ふにとりて、用意あるべき事のあらうり、神も、人をや  
すくうり故本誓うり、天下の萬民ハ、ふる神物うり、君ハ  
尊くまーませど、一人をくのーまーめ、萬民をくのーお  
る事ハ、天もゆるうべ、神もさいをひせぬいをきうれば、  
政の可否よあくがひて、御運の通塞あるべーとぞじだ  
ゆる、まーて、人臣とーてハ、君をくのーうび、民をあれ  
天よせば、キリ、地よぬきあー、日月の照す城あふぎ  
て、心のきくまーして、光よけくざん事をおぢ、兩  
露のふどみをみて、身のくのーからずして、めぐら  
よりきん事をうへてみるべし、朝夕、長田、狭田の稻の  
たねをくふえ、皇恩うり、晝夜、生井、榮井の水のちづきを

標註相皇正統言一卷

のむも神徳ちり、是を思ひもいきば、あるまうせて、欲  
を不一きましに、私をゆきとて、公をわする心あ  
らうバ、世に久一き理あうト、いちんや、國柄をとる仁  
アリ、兵權をあづくる人アリて、正路をふまげりん  
におきてハ、いうで、其の運をきくすべき、泰時タケノイシメグ、む  
ク一をおりよアハ、トキまあとある所ありくんかし、子  
孫も、ゆうど心あうトうれど、かく一ける、法のま  
ふれおちひりきバ、及をずちう、世をもかきねりコニ  
そ、異朝の事ハ、亂逆アリて、記ちきアラヒなけきバ、例  
とするにたうび、我が國ハ、神明のちりひいちどろく  
て、上下の分けどまきり、トウモ、善惡の報あきう、因  
果のことアリむろ一からば、且も、と不うの事ども

奇瑞大皇うつて石清水  
水ニ參り給ひて通宵  
黙橋一給ひ一夢に  
壇上聲ありて株葉の  
影再改アリんと御告  
りう一事アリを  
はせ

きバ、近代の得失を見て、將來の鑒識とせらるべきちり、  
抑此の天皇、正路よりへりて、日嗣をうけたまひし、ゆき  
だちて、ゆまし奇瑞ありき、又、土御門院、阿波の國にて、  
告文をうへせま一て、石清水の八幡宮よ、啓白せよせ給  
ひくり、其の御本懐、すゑとれりにし、バ、ゆまし御願  
をもとゆきしも、あをきちる御事ちり、つひよ、繼體の主  
ぐて、うの御すゑゆきぬハマリ、また、壬寅ニミ仁治のと  
一即位、癸卯の春改元、元御身をつゝと給ひゆきバよ  
や、天下を治め給ふ事四年、太子をさちくまーーーー  
ども、讓國ありて、尊號例のこと、院中ふて、世をもうせ  
給ヒキ、御出家のちも、うまうび、二十六年ありうバ、白  
河、鳥羽よりおちくまーーーー、などやううめでゆき御代ちり

標註 神皇正統記 卷

卷之三

普天舎

べ一、五十三歳おはりまき

第八十八代、第四十七世、後深草院、御名を久仁、後嵯峨院  
第二子、御母ハ、大宮院藤原の嬉子太政大臣實氏の女也  
り、丙午寛元四のど、四歳にて卽位、丁未改元、治天下を  
治め、十三年、后腹の長子ましもくじも、御  
病れたりましけきバ、同母の御弟、恒仁親王を太子に立  
て、讓國尊號例のごと、伏見の御代子ぞ、贊政をあ  
せ給ひし、御出家ありて、政務をバ、主上にゆづり申ら  
せ給ふ、五十八歳おちしまき

第八十九代、第四十七世、龜山院、御名ハ恒仁、後深草院、同  
母の弟なり、己未正元のと、即位、庚申改元、此の天  
皇を、繼體くねだいめし、おきて、にや、皇腹こうはく、皇子う

まき給ひしを、後嵯峨、どうやうちひまつて、いつり、太  
子も立ち給ひぬ、後深草院、其の時の新の御子も、ほきほきぢ  
て生き給ひしりども、ひきこらきまつた、太子ハ、後宇  
治、御年うじ、深草の御子も、伏見、後嵯峨、ぐくきらせ給ひ  
見、御年四歳よ、ひきこらきまつた、太子ハ、後宇  
治、御年うじ、深草の御子も、伏見、後嵯峨、ぐくきらせ給ひ  
てのち、兄弟の御あるひす、あらそをせ給ふ事あり、  
バ、關東より、母儀、大宮院に、さづね申り、先院の御  
素意ハ、當今まことに、すよしを、仰せつゝもさきければ、  
事ことけど、よりて、禁中にて、政務をせらせ給ふ、天下を治め  
たまふ事十五年、太子にゆづりて、尊號例のおと、院中  
アても、十三年まで、世をあらせ給ふ事ありき、後、御出家、  
五十七歳おちしまき

第九十代、第四十八世、後宇多院、御名ハ世仁、龜山の太子、

后腹こうはく云々、后ハ藤原  
信子よりて、左大臣實  
雄の女なり、皇子ハ、即  
後宇多あり

兄弟の御あるひす云々、後深草と龜山とな  
り、此の時より兩統相  
争ひ給ひしりば、貞時  
遂に議定して、二帝の  
廟、十年毎に送り立ち  
給ふべきこと、後深  
草の後を持明院の流  
といひ、龜山の後を大  
覺寺の流といひき

標註神皇正統言 卷

普及舍

蒙古おこりて云々、當時蒙古の勢甚强大にして終は宋を滅し、國号を元と改む。元帝ハ姓を奇渥溫といひ名を忽必烈といひき。

大風俄おこりて云々、弘安四年閏七月一日の事。

御母ハ皇后藤原信子、後は京極院左大臣實雄の女ちり、甲戌文永の年即位、乙亥に改元、建丙子のうへり、りんこりて、大元國といひ一が、宋の國を滅し、金國、おこりて、杭州おこりて、百五十年おこりて、蒙古おこりて、先、金國をせめ、其の國をあたせ、後は江をわたりて、宋をせめりが、おとつひ辛巳の年、弘安四年おこり蒙古の軍、お近くの船をそろへて、我ガ國をおろし、筑紫にて大は合戦あり、神明、威をあらむし、かづちを現すて、ふせられり、大風俄におこりて、數十萬艘の賊船、多く漂倒破滅し、末世といへども、神明の威徳、不可思議なり、誓約のかるゝはる事、こきにておこるべし、此の天皇、天下を治め給ふ事十三年、思の外ふのがきまし、て、十餘年おこり。

遊義門院ハ皇后治子  
おこり、寛治二年七月二  
十四日御年三十八歳  
てくくき給ひき

後二條の御門立ち給ひ、世をあらせ給ふ。遊義門院かくままで、御歎のありますや、出家せらせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例より、東寺にて灌頂せさせ給ふ。めうらつにたふとき事ちりき、其の日ハ、後醍醐の御門、中務の親王とて、王卿の坐につくせまし、おこりて、唯今的心地をする、後二條院くれはせ給ひ、のちいと世をいとをせ給ふ。嵯峨のたく、大覺寺と云ふ所よ、弘仁、寛平のむらの御跡をたづねて、御寺など、あまと立てて、ぞおこちもせ給ひし、其の後、後醍醐の御門位よつきまし、又おもろく、世をいらせ給ひて、三年をうりありて、讓りまし、大りく、らの君ハ、中古よりおこり、あり難き御事とぞ申し奉るべき

標註補皇正統言 卷

卷之三

書不舍

延喜、醍醐天智ハ村  
上寛弘ハ一麻延久ハ  
後三條も

傳說云々尚書說命  
萬山說曰事不師古以  
克永世國說收聞

文學の方も、後三條のくちよをくふどうの御才きあえら  
せ給もざりしにや、寛平の御誠よと、帝皇の御學問ハ群  
書治要もどりてうるねべし、雜文もつきて、政事を妨げ  
給ふも見えくろふや、ちきど、延喜、天曆、寛弘、延久の御  
門ハ、皆、宏才博覽に、諸道をもあくせ給ひ、政事も、明ら  
うにましくーーりバ先二代ハ事よりぬ、つぎてハ、寛弘  
延久をバ賢王とも申すめろ、和漢の古事をしらせ給む  
ねば、政道も明らかく、皇威もからくあり、ゆきまき  
る理あり、尚書に、棄舜禹の徳を下むるふも、古よ若稽と  
云へり、傳說ゲ、殷の高宗をくへるゝも、事古を師と  
せびて、世にうづきことハ、說ゲきうちる所ありとあり、  
唐も、元士良とて、近習の官者よて、内權を取り極め

る奸人あり、其の黨類にきへりハ、人主は書を見せ  
奉るも、をらむきあそびくもむきをくして、御心をみくろ  
べし、書をみて、道をうり給くも、我ぐくもぐくハ失せぬ  
べーといひ久り、今もありぬべき事もや、寛平の群書治  
要をうりて宣ひける、部せまきよ似くり、但、この書ハ、唐  
の太宗時の名臣、魏徵をして、えをなせきくり、五十巻  
の中よ、あくゆく經史、諸子までの名文をのせきくり、全經  
の書、三史等をぞ、常の人もまちぶある、此の書よのせく  
る諸子もくば、見るりのすくく、ほとく、名をくくい志  
らぬくくひもあり、まくして、萬機をあくせ給ひんに、是ま  
でまちをせ給ふこと、よくちうつるべきくや、本經等をな  
らむせまくますまでハありべうくび、すでに、雜文とて

全經、詩書、易禮樂、春秋  
の六經たり  
三史、史記と前後漢書  
とちり

標註 神皇正統言 卷

愛成善淵愛成ちう

紀納言ハ、妃長谷雄、善  
相公ハ、三善清行、善

らきバ、經史の御學問のうへよ此の書を御覽トテ、諸子等の雜文までちくとも御心ちうり、寛平ハ、殊にひろくまちをせ給ひくきばよや、周易のふうき道をも、愛成と云ふ博士ようけさせ給ひき、延喜の御事ハ、左右にあらじび、菅氏、輔佐し奉らきき、其の後も、紀納言、善相公等の名儒ちうりうバ、文道のちうりうりし事も、上古ニ及べりき、この御誠よつきて、天子の御學問はまでちくとも申す人の間ゆる、あさまき事ちうり、何事も、文の上よりよく料簡あるべきをや、此の君ハ、在位よても、政事をしらせ給ちび、院よても、十餘年閑居し給へりうバ、稽古みあきしう了、諸道をあらせ給ひちうべし、御出家の後も、ねんごろよ、にこちをせまくき、上皇の出家せ

ちせ給ふ事ハ、聖武、孝謙、平城、清和、守多、朱雀、圓融、花山、後三條白河、鳥羽、崇德、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山にまづまじ、醍醐、一條ハ、御病おりくちうてぞせはせ給ひし、かやうよ、あきと聞えさせうど、戒律を具足し、始終くくることちく、密宗をきもめて、大阿闍梨をほへせさせくよひー事いとあり、御事ちうり、此の御すゑ、一統の運をひらうる、有徳の餘薰うそおりひ給ふる。元亨のすゑ、甲子正中の六月に、五十八歳にてかくれまくき

第九十一代、伏見院、御名ハ、熙仁、後深草第一子、御母ハ、亥禪門院藤原の惜子、左大臣實雄の女ちうり、後嵯峨の御門繼體をバ、龜山とたゞ一らざめくきバ、深草の御ちうづれ

後嵯峨  
龜山後宇多  
後醍醐  
後二條  
後安  
後嵯峨  
伏見  
後源草  
後院  
後伏見

いぐとおふえーを、龜山第順の儀をお下りめり。  
にや、この君を御猶子にして、東宮よりすゑ給ひぬ、その  
ち、御心もゆづり、あらばまちう事らへ出できて、践祚あり  
き、丁亥弘安のとて即位、戊子に改元、正東宮よりへ、此  
の天皇の御子かくすひき、天下を治め給ふ事十一年、太  
子にゆづりて、尊號例のごとく院中にて、世をもくせ給  
ひ一ヶ程ちく、時うつりにへりど、中六うせぞりあり  
て、又、世をもくすひき、關東の輩も、龜山の正流をうけ  
給へることかくす奉り一ヶど、近比とちりて世抜くが  
がちく思ひくさばや、兩皇の御流をうちらんくす  
ゑ申らんと、相はくすひくりともん、後より出家せりせ給  
ふ五十歳おも一まへた

第九十二代、後伏見院、御名ハ胤仁、伏見第一子、御母ハ、永  
福門院藤原鐸子、入道太政大臣實兼の女ちう、實の御母  
ハ、准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女ちう、戊戌永仁  
のと一即位、己亥る改元、正天下を治め給ふ事三年、推讓  
の事あり、尊號例のごとく正和のころ、父の上皇の御ゆ  
づりよて、世をもくせりよふ時のみくどハ、御弟ちれど、  
御猶子の儀ちうとぞ、元弘又、世の中もぐきしとた、又志  
ちうく、ちくせ給ふ、事あくたまりても、かもくじ、都より  
ませすく一ヶ、出家せらせ給ひて、四十九歳よりか  
くきらせまーくき

第九十三代、後二條院、御名ハ邦治、後宇多第一子、御母ハ、  
西華門院源の基子、内大臣具守のむすめちう、辛丑正安  
三

のと一即位、壬寅ノ改元、乾天下を治め、<sup>元</sup>事六年ありて、世をもやくし給ふ。二十四歳おはしまーき。

第九十四代、花園院御名ハ富仁、伏見第三子、御母ハ顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女ちり、戊申德治のと一即位、改元、慶父の上皇、世をもせ給ひ、一バ、御出家の後ノハ、御ゆばりにて、御兄の上皇アシテせましま法皇かくき給ひても、諒闇の儀アシテ、上皇、御猶子の儀とぞ、例アシテことちり、天下を治め給ふ事十一年よりのうき給ふ。尊號例の如ム、世カタキの中あアシテ、出家せさせ給ひき、五十一歳アシテまーき。

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、御名ミ尊治、後宇多第二の子、御母ハ談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實

ハ入道參議忠繼のむすめちり、御祖父、龜山の上皇や、ちひ申し給ひき、弘安ノ時、つりて龜山、後宇多、世アシテ、ろりめアシテ、ちりにアシテを、たびアシテ、關東アシテ仰せアシテ。ひアシテ、天命のことわざ、かくだけアシテ、おアシテ思ひアシテ。や、俄に、立太子のアシテあり、龜山ハ、この君アシテすアシテたてまつアシテんと思アシテ、八幡宮アシテ、告文アシテをきめ給ひアシテ。ひとの御子、ちーアシテ、ゆゑアシテ、すアシテらきアシテき御事アシテ、後二條アシテ居給へりアシテ。けアシテど、後宇多の御心アシテ、も淺アシテい、御元服アシテ、村上の例アシテ、太宰の帥アシテ、節會アシテ、出アシテ、はせアシテまひき、後、中務の卿アシテ、兼ねアシテたまアシテ、後二條アシテ、世アシテ、もやくアシテまーアシテ、父の上皇、ちげかせ給ひアシテ、中アシテ、よろづ、此の君アシテを委

鶴膝の往病、萬病回春  
指南は鶴膝風、準繩云、  
兩膝の内外皆腫痛シ  
テ、虎ノ咬状ノ如ク、寒  
熱コエシニ作り、股漸  
細小ニシテ膝イヨク  
腫大ニナルヲ鶴膝風  
ト名クと見えズ。

附一申らせたまひくら、やがて、儲君のうごめあり一よ、  
後二條の一の御子、邦良の親王居給ふべきつと聞え  
す、おどりめす故ありとて、此の親王を太子にたて給ふ。  
彼の一の御子、ちよづくまゝませば、御子の儀にて傳へ  
られ給ふべし、若、邦良の親王、早世の御事ありバ、此の御  
すゑ繼體くらべーとぞあらむ。おうせまーくら、彼  
の親王、鶴膝の御病ありて、あやふくにびしめりくる故  
くらべし、後宇多の御門こそ、ゆき稽古の君にまー  
くの道を好んでおさせ給ふ事、ありづきいとの御事  
ちりくんかし、佛法をも、御心ばくふらくて、むねと、真言  
をちりくせ給ひき、おづめハ、法皇よりけまーくら、

慈覺大師、圓仁法師の  
事よりて傳教等と名  
を齊一くせし名僧を

後より前大僧正禪助より許可までうけ給ひくらとぞ、天子  
灌頂の例も、唐朝よりみえくら、本朝より、清和の御時、禁  
中にて、慈覺大師、灌頂をおこち五、主上をはづめ奉り、  
忠仁公もどもうけらきくら、是ハ、結縁、灌頂くらとぞ申す  
めろ、此の度ハ、まことの授職とおどりめられしや、さ  
きど、猶、許可よりくらきとぞ、そをちくらび、又人々に諸  
流をもうけらせくらひぬ、又、諸宗をも捨て給ひば、本朝、  
異朝、禪門の僧徒までも、内にめーとくらぶくらせ給ひき、  
すべて、和漢の道をかねあくらみちる御事ハ、中比より  
の代々より、こえさせまーくら、尼、戊午文保の年  
即位、己未の夏四月に改元、元應と號サク、おづめつうくら、  
後宇多院の御まつりごとくら、を、中二とせをうりあ

標註 神皇正統記下卷

普及舎

りてぞ、ゆづて申はせ給ひし、それよりふるきがごとく  
了、記録所をおおきて、つともおき、よもふたふとのごも  
りて、氏のうきへをきくせ給ひ、天下こぞりて是をあふ  
ぎ奉る。公家のふるき御政は、かへるべき世よこそと、高  
きもいやーだも、兼ねてうそひよろこびき、かゝる程  
東宮ハ邦良うり

はふらふ人々、藤原經  
継源有忠等、後宇多天  
皇の遺詔スよりて、東  
宮をもんとせしる  
事あらむ生うり  
じも云々、天皇久く  
鎌倉の大權を專す  
るを頼り給ひ日野資

に、後宇多院うくまさせ給ひて、いつたり、東宮の御方よ  
はうるふ人々、そをくに聞えしが、關東よ、使節をつゝ  
をさき、天位をあらそふまでの御中らひよちりふき、あ  
きもいやーだも、兼ねてうそひよろこびき、かゝる程  
づまよえ、東宮の御事をひきみて申す輩ありて、御いき  
づなみのちトメとちりぬ、元亨甲子の九月のすゑつぶ  
た、漸、事あらむきみうども、うけたまうおこちふ中に  
いふがひちき事出できりうど、大方ハ、ことちくてや

朝俊基等と宿ノ北條  
氏を滅不らん事を謀  
り給ふ然るニ事小モ  
て資朝俊基等ハ捕へ  
らきぬ、天皇誓書を高  
時ス賜ひて僅に事止  
シム

笠置といふ山寺云々、  
天皇の謀再漏る、萬時  
遂ニ帝を遠島ニ流し  
奉らんとし帝をも之  
を知り、近臣花山院師  
賢をもて御輿ニ乗れ、  
帝と稱して延暦寺ニ  
赴り、御身、神器と共  
千種忠顯等と夜ニ主  
ぎとて笠置山に幸し、  
近畿の兵をも一給ひ

ミ、其の後不ともく東宮うくれ給ひ、神慮にもかゝらず  
ひ、祖皇の御いまめみ、たゞをせ給ひたりとぞおべ  
えし、今こそ、此の天皇、うとゲひちき繼體の正統ヨ、けど  
まくせ給ひゆき、されど坊ニハ、後伏見第一の子、量仁の  
親王居始ひ、かくて、元弘辛未の年八月に、俄に都を出で  
らせず、奈良の方に臨幸ありし、其の所より一か  
らて、笠置といふ山寺の邊に行宮をもて、御こうろぢ  
かくちうりよろきバ、他所よりつゝしめ給ひしに、思の  
外の事出できて、六波羅とて、承久よりあちこち、あめくも  
所ス、御幸うり、御供スありし、上達部、上のをのこ共も何

標註 神皇正統記

他所赤坂城うち思つ外の事云々帝赤坂をあへて落ち給ひ一は山城後喜郡有王山の麓みて賊は捕えき給ひ六波羅行幸せられき

上述部三位以上の人をいひ上のものことハ殿上人をいふす東宮ハ光嚴うち

らしハとくれ或も一のびりくもくもありかくて東宮位につくせ給ひ、次の年の春、隱岐の國にうつしまましくき御子うちもあちとかちにうつきを給ひ一ふ、兵部卿護良の親王ぞ、山々をめぐり、國々をりうやして、義兵をおこはんとくもぐて給ひる、河内の國よ、楠の正成といふりのありた、御らるざふうとくきバ、河内と大陸とのけひ、金剛山と云ふ所よ、城をりまへて、近國をきのうひらげり、東より、諸國の軍をあつめてせめり、守りけきバ、とやすく落とすにあらむ、世の中みどき立ちよし、次の年、癸酉の春、忍びて、御船よ奉りて、隱岐を出で、伯耆につうせ給ひ、その國よ、源長年と云ふりのあり、御方よ参りて、船

上と云ふ山寺に、かゝる宮をうそすませ奉り、うのあらうの軍兵、ちぢくは、きよひて襲ひ申しけきど、皆うびき申しね、都ちき所々にも、御心あらうある國々の兵、うちくうち出てつきば、合戦も度々あります、まく、京中うちりがくありて、上皇も新主も、六波羅ようつり給ひ、伯耆うちも、軍をらーの不せし五、うよ、畿内近國にも、御心ざらあらこも、八幡山に陣をと、坂東うちの不きる兵の中、藤原の親光といふりのも、彼の山よをせくもくりぬ、つきく御方よまわら輩、おにくちうふくり、源尊氏ときあえへ、むろの義家朝臣二男、義國といひしが、後胤うち彼の義國が孫ちうり義氏ハ、平義時朝臣が外孫うち、義時等が世とちうりて、源氏

上皇ハ後伏見花園うち新主ハ光嚴うち八幡山ハ山城國うち

標註  
和讃上総言

告文、太平記、一紙の  
起請文を乞きてとあ  
る是より

號ある勇士よき心をおきくさばうや、おーすゑうもや  
うちうりよ、是ハ外孫さればこう立て、領する所うち  
も、あまくをうひむいた代々にちるまで、へだてなくて  
のみありき、尊氏も、都へらの不せしをりるよ、うこぐ  
ひをのうきんとなりや、告文を書きおきてそ進發しける  
ひきど、冥見をもかへるに、此の度心がちりして、御方  
ふまの官軍力をえしまくふ、五月八日のころよや、都  
ある東軍、もやぶきてあつまへ心にして落ち行き  
しに、兩院、新帝たちじく御幸あり、近江の國馬場といふ  
とあるよて、御方に心ざへある輩、打ち出でよくまバ、武  
士をそくふまくもく多くハ自滅しぬ、又、兩皇新帝  
ハ都よりへ奉り、官軍さまを守り申しき、かくて、都よ

義家  
義園  
義家  
義兼  
義房  
義房  
義兼  
義氏  
義氏  
尊氏

う西ゆま、ひとく静まりぬと聞えけきハ還幸せうせ  
たまふ誠に珍らううりー事、うらん、東よも、上野の國よ、  
源義貞といふりのあり、尊氏ゲ一族うり、世の亂よおも  
ひをねふし、いしくちくちくぬ勢にて、鎌倉ようちのぞも  
くるよ、高時等運命きもまうよけきバ、義貞は國々の兵  
つきあうづふ事、風の草をうびうすうごとくーて、五月  
の二十二日よや、高時をはづめとし、お下くの一族、皆自  
滅してうきバ、鎌倉、又うひらぎぬ、符契を合することも  
ううりーに、筑紫の國々、陸奥、出羽のにくまでも、同ト月  
12日あづまうふく、六七千里の間、一時よたおとあひ  
ふに、時のううり、運の極まりゆうも、かゝる事うこそ  
と不思議ともあアーりのうも、君ハうくともあうせ給

皆自滅云々、北條氏へ  
代よーてうひな、賴朝  
の鎌倉を開き  
凡百五十餘年、北條氏  
承久以後全權を握り  
12日、凡百十餘年  
12日、はひうり

もば、攝津國、西の宮と云ふ所にてぞきつせまくへけ  
る、六月四日、東寺にいへせ給ひ、都ひある人々もまゆり  
あつままりしま、威儀ひきひのへ、本の宮ひ還幸かへし給ひ  
いつまう、賞罰めめありしま、兩院、新帝ひをばまどめ  
申まし給ひて、都ひにすませまくへくる、はきど、新帝ひハ偽  
主ひの儀ひよて正位ひふをりちひられさ改か元げんして正慶ひとい  
ひまをも、本のことく元弘ひと號ひせま、官位昇進ひせま輩  
もみま、元弘元年八月より、ゆきのままにてぞありしま、平  
治より後平氏ひ世ひをまぐりて二十六年、文治ひもトトめ、賴  
朝ひ、權ひを專まにせまより、父子ひあひつきて三十七年、承久ひ、  
義時ひ、世ひをまぐりおこちひひり百十三年、すべて百七十  
餘年ひの間ま、おやけの、世ひが一つひまませ給ひふ事ことたえま

同トキトト、元弘三年

源家卿ひ、親房卿ひの嫡子ひ

（よ、此の天皇の御代ひ、掌てをうへはりともやすく一統  
一給ひひゆう事こと、宗廟の御ひをうめひも時節ありりまとぞ  
天下あざまりてらふぎ奉まつりま、同トキトトの冬十月ひ  
先まづまの奥おくをちづづらべまとて、參議ひ左近中將源  
顯家卿ひ、陸奥ひの守まにて遣まほま代々和漢わ漢かの稽古ひ  
をわざわざととて、朝家ひにつづへ、政務せいむにまとなる道みちをのの  
こそまちびまつま、吏途りとの方ほうをまもま、武勇ぶゆうの藝うも  
たづづきまね事ことをまバまびまいま申まくまど公  
家ひすまよ一統ひと、文武ぶの道みちをまうまべまじまむま  
一ひ、皇子ひ、皇孫ひ、執政ひの子孫ひこそ、おなく、軍ひ  
大將ひをまれま、今より、武ひをかねて蕃屏はんをまべま  
とおはせ給ひて、御ひをま旗ひの銘めいをまーめ給ひ、さ

標註 神皇正統記下卷

普及舎

御子、義良親王ちゆうおう  
上皇帝、後村上こうそんじょう

大國、陸奥、山羽さんう

まゝの兵器を以へ下もとす。ひめ、任國おとくふともむく事  
もくえて久しくあり。よし。古き例をもづねて、罷申  
の儀あり。御前に。勅語ありて、御衣、御馬ごまを給たせり  
き、猶、かくのくごめにもと申す。御子を一所ひとも  
うひ奉うひる。かけまくもかこき。今上皇帝の御事ごじをば、  
こまくにハある。彼の國くによつきよ。まふとよ  
おくの方ほうま、兩國りょうこくをかけて、皆ちびきあく。うひ。うひ。  
同十二月、左馬頭源直義の朝臣、相模の守を兼ねて下向  
は。是も、四品上野の大守成良親王せいりょうをともうちひ奉うひる。此の  
親王、後ふちをく。征夷大將軍を兼ねせんねん。直義  
ハ、尊氏そんしが弟おとこなり。抑、彼の尊氏、御方ごほうにまづき。其の功  
ハ、まかとよあるべし。すゞらよ寵幸うぶありて、抽賞ひきせ

三ヶ國、武藏、下總、常陸とうり

れり。バ、ひとへよ。賴朝卿、天下をあづめり。まゝの、心こころ  
一にのみ成りよ。くらうや、いつへ、越階こしへて四位よ叙  
せし。左兵衛督に任せき。拜賀あいがのけきに、やがて從三位つうへて程  
あく。參議從二位までにの不ふり。三箇國の吏務守護りむを  
よび、あまこの郡莊ぐんじょうを。まづき。弟直義、左馬頭さしまに任せき。後  
四位よ叙せき。むく。賴朝らいしやう。一ちき。勲功くんこうあり。うど。高  
位高官こうかんよの不ふること。ハ亂世らんぜあり。もくして又、子孫しそもえ  
やくたえゆ。ハ、高官こうかんのりゆ。ところとぞ申す傳つたへ  
くる。尊氏等そんしとうハ、賴朝、實朝じつしやう。親族しんぞくもくして優恕ゆじょ  
る事こともく。唯家人いにしへの列�たり。實朝じつしやうの、八幡宮はちまんぐうを拜賀あいが  
一日いちも、地下前驅ちかぜんしゅ二十人じゅうにんの中なかよ相加あいか。もく。賴朝  
グ後胤ごこういんもくとも、今更いまさら、登用とうようすべーととも覺えおぼえじ、いもんや。

介子推云々、介子推ハ  
習ひ文公の忠臣ちう、  
文公驪姬の讒に因り  
出奔し、嘗て餓り、子  
推股を啖きて之を食  
て一む、國々返るに及  
びて恩賞子推より及  
び、子推錦上山中隠  
る、後に文公人きり、  
之を求めむるを得

久き家人ちうり、ちうり大功もくして、かくやハ抽賞  
せらるべきとあやしみ申れ輩もありうりとぞ、關東の  
高時、天命すで極ちうて、君の御運をひらき事ハ、更  
に、人力といひぐ、武士の輩、いへば數代の朝敵ち  
り御方よりまわりて、其の家を失なこそ、あまりある皇  
恩ちうき、更に、忠をりく、勞をつみてぞ、理運の望をもく  
ちうてつべき、あらる城、天の功をぬすみて己が功とお  
りへり、介子推がいきりめも、習ひ知るりのちうきにこそ、  
かくて、尊氏が一族ちうぬ輩も、また昇進し、昇殿をゆ  
るさるもありき、ちきバ、或人の申はれハ、公家の御  
世にりへりゆるりされりひしよ、ちうり、猶武士の世  
ふちうねとぞありし、およそ、政道といふことハ、所々よ

いて其の山を校  
きえ子推焚死せり、  
文公哀之を封トテ  
介山といひき、事晋史  
及左傳僖公二十四年  
の條より見えり

あらりうきど、正直慈悲を本とて、決斷の力あるべき  
ちうり、是、天照太神のあきらうちう御をへちうり、決斷と  
云ふにとりて、らきの道あり、一よハ、其の人をえりび  
て官よ任じ、官よ、其の人あるらきも、君ハ垂拱してお  
きり、ちきバ、本朝ふも、異朝ふも、こきを治世の本とじ、ふ  
たつ子ハ、國郡をわざくしよせだわづつ所、りちうりに其  
の理のまことにす、三ふハ、功あるをば必賞し、罪あるをば  
くちうりに罰し、是、善をするめ、惡をうるは道ちうり、是に一  
て、官位をするむる事ハちうりき、つねの官位の外に、勳  
位といふ一もばおきて、一等より十二等まであり、無位  
の人ちきど、勳功くつくて、一等にらきをば、正三位の下、

標註  
和皇正統言下卷

三公、太政大臣と左右  
大臣とをいふ

戸禄空一く位すある  
りをいふ

從三位の上つゝあるべーとぞ見えくる、又、本位ある人の、こきを兼ねゝあるべし、官位といへるも、上三公より、下諸司の一分にいゝる、是を内官と云ふ、天文よかたゞり、地理よ法よて、おのくつうちどる方あきば、其才あきてハ、任用せざるへゝざる事すり、名と器とハ人ようらばとも云へり、天のつりさゝ、人其代をもともいひて、君のみぐりよはづくるを謬舉とく、臣のみぐりにうくる戸禄とく、謬舉と戸禄さハ、國家のやぶるゝ階、王業の久からばる基すりとぞ、中古とちりて、平の將門追討の賞よて、藤原の秀郷、正四位下に叙せう、武藏、下野兩國の守をうね、平の貞盛、正五位下に叙せう、鎮守府の將軍に任せう、安倍貞任、奥州をもぐりを、源賴義朝臣、十二年に任せう、

までだくひて、凱旋の日、正四位下に叙せう、伊豫守に任せう、其の功たうーといへども、一任四五ヶ年の職ちう、是ちう、上古の法了ハかすき、保元の賞まほ、義朝、左馬頭よ轉ト、清盛、大宰大貳よ任せう、此の外、受領、檢非違使よあれどもあ、此の時よや、すでよみぐりがちきをドメとちりよけん、平治よりこのく、皇威ことの外におとろへぬ、清盛、天下の權をゆす、太政大臣よあが、子供、大臣大將よちうーうへも、いふよくね事ふや、ひきぢゝ、賴朝ハ、更よ、一身の力よて、平氏の亂をひらげ、二十餘年の御いきど不亡成やすめ奉りき、むくし、神武の御代よ、宇麻志麻見命の、中州をもづめ、皇極の御

標註 神皇正統記 卷一

其の子實朝

宇又、大織冠、蘊我の一門を不ろがして、皇家をまくせ  
一ようのちよも、ぐぐひちきほどめ勲功すや、そきす、  
京上の時、大納言大將は任せられしをば、くくいちく  
申しきを、おしてちあきてくり、公私わざもひすや  
あうけん、其の子ハかきぢ跡ちきバ、大臣大將よちりて、  
やがて不ろびぬ、更よ跡といふりのち、天意ふちたが  
ひくと見えく、君もかゝるため、抜ちドメらせ給  
ひーによりて、大功うたものまでも、皆、うくるべき事と  
思ひあへり、賴朝も我が身くきばとて、兄弟一族をば、  
くくおもへるにや、義經、五位の檢非違使とてや  
ぬ、範頼が參河守ちうりへ賴朝拜賀の日、地下の前驅  
名一加へく、おごる心見えけをばよや、おの兩弟をも

終ふうりちひよき、かうね親族も、おなく、ほらばさき  
ハ、おだりのもくきふせぎて、世をも久しく、家をもあづ  
めんともやありくん、先祖經基ハ、ちうき皇孫ちうりう  
ど、承平の亂、征東將軍忠文の朝臣、副將として、うき  
う節度をうく、それより、武勇の家とも、其の子満仲よ  
り、賴信、賴義、義家相續ぎて、朝家のうきめくして、久しく  
うつむも、上にも朝威ましく、下も其の分了過  
ぎだして、家を全くくふこそ、義義ふりくりて、亂に  
くもて、誅ふふし、義朝まく、功をそんとて不ろびよ  
き、先祖の本意にそむきく事ハ、うきひちく、おきバ  
よく、先蹤をうきすへ、得失をかんがへて、身をもて家を  
まくするこそ、うき道ちき、おろのちうたぐひを

經基ハ、清和天皇の孫  
承平の亂、將門、純友の  
乱  
經基・滿仲・賴信  
「為義」義家  
義經  
賴朝  
義經

標註  
神皇正統言下卷

普及舍

涼爲賴正應三年三月  
九日夜淺原爲賴父子  
三人内裡へ乱入せり

清盛、賴朝が昇進をみて、みちあるべき事として、爲義朝が逆心をよみて、辻びくろゆゑをくらひ、近ごろ、伏見の御時、源爲賴と云ふをのこ、内裏にまわりて、自害す。箭くとも、太政大臣源爲賴と書きくらタキ、いとをくつた事に申すめきど人の心の、みづくふちり行くすぐと、は、是ふて本ハもあらべし、義時ヒヨウジなどもあらず、ぬべくハりくらんばきど正四位下左京權太夫ヨシマツにてやまぬ、まハて、泰時タケトシが世にうりてハ子孫のすゑをかけて、よくおきて置きくさばふや、減ハシメまでも、終は、高官にのならば、上下の禮節をみどりハシメ、ちうく、維貞といひしもの、吹噓ハラハラよりて、修理の大夫ヒヨウジにうりてをくらタキ、いうべと申

トハらハが、まことに、其の身も、やがてうせりき、父祖の本ハきてよたがふハ、家門をうへちふ志ハシメり、人ハ、むくハを忘ハシメりのうきど、天ハ道をうへちくばらハシメりべし、さうば、ちど、天ハ正理のまハふもはこちうくハシメきぬと云ふ事、うへぐもハシメりきど、人の善惡ハ、身づくらの果報なり、世のやすらざるハ、時の災難ハシメり、天道も神明もいハシメくふともせぬおとれど、邪ハシメるりのハ、久ハシメらじてやろび、みどきくハシメ世も正よりへるも、古今の理あり、是をよくわきくハシメ知る爲稽古といふ、昔人ハシメび用ひらき一日ハ、先、德行をつくし、德行ハシメりきバ、才用あるをりちふ、才用ハシメけきバ、勞效ある哉ハシメ、又、德義清慎、公平、恪勤の四善ハシメとも見えり、又、格條ハシメ

昔人ハシメび云々、  
大寶考課令ハシメ詳ハシメ

標註補皇山経言一卷

普刀舍

寛弘ハ一條天皇の年  
号ちう

七ヶ國の受領をへて  
云々、國司一ヶ國をふ  
る毎々、階を昇り、七ヶ  
國ユ一て參議とはせ  
らうこと常例ちう  
と北山妙見えちう

ハ朝より廻養うきども、夕に公卿ふいぐらと云ふことの  
あるも、德行才用ふよりて、不次了用ひらるべき心ちり、  
寛弘よりあちくにち、まことうオカレコレバ、種姓に  
かゝむるべ、將相にいづる人もあり、寛弘以來ハ、譜弟を  
ちきとして、其の中に才もあり、徳もありて、職よりちひ  
ねべき人をぞえうむきける、世のすゑよ、みづりがち  
き事を、いましめらきる。やありくん、七ヶ國の受領  
をへて合格して、公文と云ふ事らんぐへぬきバ、參議よ  
季といひ一人院の御めのくの夫にて、ときのきく、ち  
任ずと申じちうむるを、白河の御時、修理のうみ顯  
ふ人ちうのアーダ、此の勞よつづりて、參議を申しけるに、  
そきも物書きての上り事とありけきバ、理ふふしてや

之ぬ、此の人を歌道ちうも不きをあらうりバ、物うぬ  
いど的事やハあるべき、又、參議よりまづき程の人よ  
もあうトあきど、和漢の才覺のたらぬうぞうりくん、白  
河の御代までハ、よく官をおくりし給ひりと聞え  
ア、あまり、譜弟をのうとうきて、賢才の出でこぬちう  
あきバ、上古にむよびざくき事を、恨むるやからもあき  
ど、むづーのまくみて、いよく、スミキヌベけれバ、譜  
弟をおもくせうきくも理うり、但、オモカレコく、徳も  
あうもふーて、登用せうれんよ、人のそーとあるすうき  
程の器ちうば、今とても、うちうべ、非重代によるまづれ  
事とぞおぞい、其の道よハあうで、一旦の勳功ちうどい  
ふむうにて、武家代々の陪臣をあげて、高官をひびけ

られん事ハ、朝議のみうちのものもあらず、身のためも、能くつゝむべき事とぞ覺ゆる、やうこゝも、漢の高祖も、すうらよ、功臣を大きよ封ト、公相の位をもさづけりうバ、もくしておうりぬ、たうりゆきバ、不然ばす、依りて後ふも、功臣のうりち、うりよくり、後漢の光武ハ、此事にうりて、功臣よ、封爵をあくくるも、その首うり一鄧禹す、封ぜゝ所四縣よ過ぎさき、官を任ずるも、文吏をりとめえびて、功臣をしろおきぬ、是よりて、二十八將の家、久しくつゝく、むらの功も、むちうらじ、朝うも、名士よなく用ひられて、曠官のそゝまちうりき、彼の二十八將の中にも、鄧禹と賈復とハ、其のえびうあづくりて、官もあつき、漢朝のむくろよ、文武の

功田、大宝田令シテ、凡功  
田、大功世々下絕、上功  
傳三世、中功傳一世、下  
功傳子トあり  
不輸の地、租税ヲ出だ  
行うる地トり  
官田トハ、親王品階、及  
王臣五位以上ヨコマ

才をそよふる事、いとあり、ざくがでくよこそ、次に、功田といふ事ハ、昔ハ、功の品にあくびて、大上中下の四の功を立て、田をあうち給ひき、其の數、みなほゞまきり、大功も、世々にえど、其の下つゝとも、或ハ三世よつたへ、孫子よつゝへ、身にとゞまくもあり、天下を治むと云ふ事ハ、國郡を専よせびて、そのこゝくちく、不輸の地を立てらるゝ事のうりやうにこそ、國よ守あり、郡よ領り、一國の内、みち國命の下よてをらゆりゆゑよ、法よそむく民ト、かくて、國司の行迹をうんぐへて、賞罰あり、うバ、天下の事、掌をうて、おこちひやすうりき、其の中よ、諸院諸宮に御封あり、親王大臣も、又、かくのごとト、其の外、官田、職田トてあるも、みな、官符を給ひりて、

標註、神皇正統言一卷

卷之二  
普及舍

ふ不輸田うり、納言以  
上職田あり、こきも不  
輸租田ちり、又在外の  
諸司も職田あるさ  
う

推古天皇の御時云々<sup>ト</sup>  
三十一年の事うり

永く、神社佛寺云々、  
是車、續日本紀宝龜十  
一年六月の條<sup>ト</sup>見え

其の所の正税をうくるをうつて、國ハ、みち國司の吏  
務あるべし、但、大功のりのぞ、今の莊園ちどくて傳ふる  
がごとく、國司にいろまればしてつゝへくる、中古とま  
りて、莊園かなく立てられ、不輸のところいできりよう、  
亂國とハうちきり、上古にハ、此の法能くかくうりけきバ  
ふや、推古天皇の御時、蘿我の大臣、わづ封戸をひけて、寺  
によせんと奏せしを、終ひゆるときび、光仁天皇ハ、永く、  
神社佛寺よりせしれし地をも、永くの字ハ、一代よりぎ  
るべーとあり、後三條院の御世こそ、此のつひえをきく  
せ給ひて、記録所をおききて、國々の莊公の文書をめ  
て、むなく停廢せしきトクど、白河、鳥羽の御時より、新立  
の地、いよ／＼おなくすりて、國司のしる所、百分ヶ一よ

又治のちト文治元  
年十一月の事うり

本所の領莊園をいふ

うぬ、のちまふる、國司、任よりむく事らへうきて、  
其の人ともあくぬ目代を差して、國ををきめ高めト  
バ、いうでう亂國とちうばらん、いそんや、文治のちト  
國々守護職を補し、莊園郷保るハ、地頭をおうきト  
うりうとハ、更に、古のすうたと云ふことうり、政道をた  
こちちうくみち、こと／＼くえもてよた、たま／＼、一  
統の世トカヘリぬきバ、此のたびぞ、ふるきつひえをも  
あ／＼くめられぬべうアトウド、そきまでハ、あまきへの  
事うり、今ハ、本所の領といひト所々はへ、らま、勳功よ混  
ぜ／＼れて、累家も、不とく、其の名をうりよ成りゆうも  
あり、是みも、功よ不こきるともがら、君をおと／＼奉るふ  
よりて、皇威も、いと／＼からくちるうと見えうり、かゝれ

バ、其の功も」といへども、いふへよりハ、いきやひある輩を、名づけらきんためよ、或ハ、本領もとて給へるゝもあり、或も、近境もとて望むも、河、關所をもち⑦おこちも、よたらざれば、國郡よつきもと地、若ハ、諸家相傳の領までも、きやひ申りそぞ、をはましんとくで、いよくみぞれ、やすらんとして、ますくあやふくちりに、末世のりくこと、誠よかき事きうき、たゞそ、王土にうまれて、忠をり、命をすつるも、人臣の道も、かくじ、是を、身の高名となりふべきも、あれども、後のを、身をあげまし、其の跡をあきびて、賞せらるハ、君の御政も、下くして、きやひあらそひ申すべきもあらぬにや、まゝて、らせる功も

くして、過分の望ほりす事、みづから、あやぶむるも、あきど、前車の轍を見ること、まこと、有りぐれだらひあらんうし、中古までも、人の、ちの、豪強も、をばいあらめられき、豪強に成りゆきバ、かくじ、おどるあらあり、果して、身を下ろばし、家をうしよたれしきば、いまめることわり、鳥羽院の御代よ、諸國の武士の源平の家よ屬する事をともむべといふ制符、たびくありき、源平、久しく武をとりて仕へーかども、事ある時も、宣旨を給ひ、諸國の兵をめぐらしく、近代とありて、やがて、かくらむるやうら多くあらしによりて、此の制符ハ、くごはき、果して今までの亂世の基ちきバ、云ひづひちき事よ、け

標註  
神皇正統言下卷

り此のころよりのことと云々にも、一度軍をかけあひ、或ハ家の子、良從、節も死ぬるをぐひもあれば、わケ功もおきても、日本國を給へ、もレハ、半國をたまはうても、するべうらじ申すやる、まあとに、さまでおきふことハあくドちきど、やがて、こきよりみどろくち」ともあり、又朝威のうろくじらも、れしもうろくりのちり、言語ハ、君子の権機ぢりといへり、あくまでも、君をなげしろふへ、人了むごる事ハあるべくぬことよおそ、ちきふもあらせらごとく、かくき氷ハ、霜をふむよりいづくちくひちきば、亂臣賊子といふりめハ、其のちドメ、心言葉をつゝ一まぎるより出でくるぢり、世の中のおとろふると申すハ、日月の光のかたちふもあるべ、草

木の色のあくまろふもあくじ人の心のあくぢり行くを末世とハいへるや、むうし、許由と云ふ人ハ、帝堯の國をつゝへんとあり、一村聞きて、頬川は耳をあひき、巢父ハ、是をきくて、のみ水をぐくきくもがりて渡らび、其の人五臓六腑のうなるふをあくじ、能く、ぢりひぢりなせる故ゆこそあくめ、ぢり、行く末の人の心思ひやるおそあさまくき、大くとも、おのき一身ハ恩に不ころども、萬人のうらみをのこすべき事をバ、ちどらかへアシムん、君ハ、万姓の主にてましませバ、うぎりある地をりちて、限られた人よ、わうくせ給ちん事ハ、おいても、ちうり奉るべし、一國づを望まば、六十六人みてふさ、うりちん、一郡づといふとも、日本ち五百九十四

標註  
神皇正統記言

不<sub>合</sub>

抄三ハ、六百四郡と見

郡こそあき、五百九十四人トヨロコボトモ、千萬の人も、  
よろあをド、いもんや、日本の半を心地し、みちきづの  
ぞまバ、帝王ハ、いづくをあくせ給ふべきよ、かゝる心  
のきづて、ことをすも出だ①、おりてに②もづる色の  
ちきづて、謀叛のちづめと③いふべきより、將門ハ、比叡山  
にの不りて、大内を遠見して、謀叛を思ひくちどてく  
も、うるうるひひやありくし、昔ハ人の正くて、將門よ  
見もこり、きもありけん④、今ハ人々の心、かくのミチ  
アリたれ巴、此の世ハ、彌おとろへゆるふや、漢の高祖の、  
天下をうりしハ、蕭何、張良、韓信が力あり、これを三傑と  
いふ、萬人よ勝き、三傑といふとぞ、中つて、張良ハ、高  
祖の師うりて、けつりごとを帷帳の中よめぐら一て、勝

清衡 基衡 秀衡

「泰衡

平の重忠ハ、即島山重

忠

長岡の郡、東鏡ニハ萬

岡に作

事を千里の外は渡するハ、此の人ちりと宣ひ一うど、張  
良も、なごる事ちく一て、留といひて、すお一きちる所を  
望みて、封ぜきりそく、あくゆる功臣、はなくはろび一  
うど、張良ハ、身をまぐらたりき、近き代の事ぞうし、賴  
朝の時までも、文治のころりや、奥の泰衡を追討せしに、  
身づくら、向ふことありしよ、平の重忠が先陣にて、其の  
功すぐきくしきをば、五十四郡の中、いづくをも望むべ  
かとけるに、長岡の郡とて、きもめくら、ヅき所を望み給  
はりくらとぞ、是ハ、人よ、ひらく、賞をもたこちちめん  
がくめにや、か一あうりくらをのこふあそ、又、直實と云  
ひくらのふ、一所を阿々くら給ふ下文に、日本第一の甲  
の者ちりと書きてたまひてく、一とせ、彼の下文をも

標註  
社皇正統言一卷

ちて、奏聞する人のあらけるが、褒美の詞のちるちるに、あらへたる所のすくちに、まことよ、名をちりくして、利きづらくしる、いみつき事と、口々に下めあへども、いうる心得て下めけんと、いとをかし、是すでの心こそなくしめ、事にふきて、君をたゞ奉り、身をたゞくする輩のみ、おにくちまき、あり一世人の、東國の風儀も、かもりはてぬ、公家のふるたすうともちし、いうり成りぬる世よりうとちげくともうもあらときもえりと、中一らせだくつハ、誠に、一統のあらへ覺えて、天の下ござり集りて、都の中をえぐりこそあり一ヶ、建武乙亥二年の秋の比、滅びふし、高時が餘類、謀叛をなこして、鎌倉にひりぬ、直義ハ、成良親王を引きつき申して、參河の國

高時が餘類、高時の子時行、潜みて信濃より居ケ、兵を起し、東國多く之を應トシ、さ

きど幾程もうち尊氏  
よはがほき  
きど幾程もうち尊氏  
よはがほき

までのうきよき、兵部卿護良の親王、ことありて鎌倉におもへましくをばつき申する及をば、失ひ申してけり、スズきの中すれど、宿意をもつてすふやあらけん、都よりも、かねて、陰謀のきこえありて、嫌疑せしむける中より、權大納言公宗の卿、めにたうきとも、此のまきまき誅せしる承久より、關東の方人みて、七代となりゆるにや、高時も、七代にて滅びゆきバ、運のちつゝむるかとも覺ゆきど、弘仁に、死罪をとめられて後、信賴が時丁だに、めづらうある事ふ申し、威里の寄も久しくちり、大納言以上にいづりゆるよハ、同ト死罪ちりとも、あらくならぬ法令もあるよ、うけとすまぢにむこちふ輩の、あやまつちとぞ聞えし、尊氏ハ、申しうけて東國よりむりひけ減するる、之を譏諷減とて、名例律より委

あらうる法今三位以上のハ、死罪を犯もとむる者上にて裁定を仰ぎ罪を減するる、之を譏諷減とて、名例律より委

標註補白上緣言 卷

るが、征夷將軍、ちゆびよ、諸國の總追捕使を望み、とど、  
征夷將軍にちよれて、ことなく、ひしるはき、程ちく、  
東國ハあづありふりきど、尊氏、望むところ達せじて、  
謀叛をむこすよ／＼きあえ／＼が、十一月十日あま／＼トや、  
義貞を追討すべきよ／＼奏狀を奉り、すちもち、打ちて上  
りけきバ、京中騒動、追討のためよ、中務卿尊良親王を  
上將軍とて、らるべき人々も、あまと遣なけり、武家工  
ハ、義貞の朝臣をもどりて、むなくの兵以下降せしに、十  
二月に、官軍引きありぞきぬ、關々をかくめ／＼き／＼うど、  
次の年、丙子の春正月十日、官軍、又やぶきて、朝敵すでに  
ちりづく、依りて、比叡山東坂本より行幸して、日吉の社に  
ぞす／＼ける、内裡も則やくぬ、累代の重寶も、わく

失せり、むうしより、たれちゆき不どひの亂逆ちり、か  
間よ、陸奥守鎮守府將軍顯家卿、此のみどきを聞  
きて、親王をひきだて奉り、陸奥出羽の軍兵を率いて  
責め上る、同十三日、近江の國につきて、事のよしを奏聞  
し、十四日に、江をわたりて、阪本よまとり、官軍大  
きよ力を得て、山門の衆徒も、萬歳をよむひき、同十  
六日より、合戦をトまりて、この日つひよ、朝敵を追ひむ  
と、やがて、其の夜還幸したまふ、尊氏等、ちく攝津國よ  
ありときおえり、バカさねて、諸將をつうむ、二月十  
三日又、こきをたひらげつ、朝敵ハ、船にのりて、西國へも  
ん落ちふくも、諸將、および官軍ハ、かつて、西國へまゐ  
を、東國の事むづつうちとて、親王も、又、かへらせ

標註  
利皇正紳言 卷

くやうひ、顯家卿も任所にうへるべきよ／＼た不せ／＼る。義  
貞も、つく／＼へつうも／＼、うくて、親王、元服／＼まひ、直  
よ三品ふ叙／＼陸奥太守／＼任／＼ま／＼ま／＼。この國の大守  
は、ほ／＼め／＼事ちきど、便ありとてぞ、任ト給／＼勸賞／＼  
おりて、同母の御兄、四品成良のみこを超え／＼ま／＼。顯家  
卿ハ、さばと、賞をバ申／＼けざりともとぞ、義貞朝臣ハ  
筑紫／＼下り／＼き、播磨國／＼、朝敵の黨類ありとて、まづ、是  
を討治すべ／＼くて、日を送／＼ふどに、五月／＼もちうりぬ、  
尊氏等、西國の凶徒を相／＼ひて、うすねて攻めのぞ  
る。官軍利／＼して、都／＼歸參せ／＼程に、同二十七日／＼又、  
山門に臨幸／＼給／＼。八月／＼り／＼るまで、たび／＼合戦あ  
く／＼と、官軍いとす／＼ま／＼。依りて、都／＼ハ、元弘のとき  
元弘の時／＼主上光嚴

朝敵の黨類、赤松則村  
う久則村初功を以て  
播磨の守護を賜／＼る。  
此よりて尊氏／＼應  
ト、播磨の白旗城／＼  
據／＼き

豈仁光明  
東宮臣良親王

の主上の御弟、三の御子豊仁と申／＼けるを、位につけ  
奉／＼。十月十日の比／＼や、主上都に出でらせ給／＼。いと  
あらま／＼う／＼事どもちう、をほ行く末をじ／＼めす  
道あり／＼こそ、東宮ハ北國／＼行啓あり、左衛門督實世  
卿以下の人々、左中將義貞朝臣をも／＼めて、さるべき兵  
も、阿ま／＼つゝうまつり／＼、主上ハ尊號の儀よてま／＼  
く／＼た、御心をやすめ奉らん／＼めよや、成良親王を、東宮  
にすゑ奉／＼。同十二月／＼、ちのひて、都を出でま／＼て、  
河内の國に、正成といひ／＼一族をめ／＼ぐして、芳野／＼  
いらせ給ひぬ、行宮をつくりて立／＼せ／＼。り／＼の  
こと／＼在位の儀よてぞま／＼く／＼、内侍所もうつ  
せ／＼す／＼し、神璽も、御身にま／＼ぐへ給ひ／＼、誠／＼奇特の

標註  
利皇山経言一卷

事にあそありしり、芳野の御幸はきごちて、義兵をむこす輩もありた。臨幸の後ノハ、國々みも、御心ばーあるたくび、あちと聞えしりど、次の年もくまぬ、又のと、戊寅延元の春二月、鎮守大將軍顯家卿、又親王城はきごと申し、うさねて打ち上る。海道の國々ことくくたひらぎぬ、伊勢、伊賀を經て、大和入り、奈良の京にまん着きにくる、そきより、所々の合戦、あまと度、たゞひよ勝負ありしよ、同五月、和泉の國にてのくひに、時やり、和泉の國玉てり、忠孝の道、ふて極まりよき、昔の下ふとうづりきねりのとてハ、唯、りくに、名をのぞく、めいじうき世ふもありしり、官軍、うち心をあげまして、男山の陣をくりて、ちぢく合戦ありしりと、朝敵主の

和泉の國玉てり  
ウヒヨ云々、頭家高師  
直と界浦と戰ひて死  
よき時に年二十一

義貞も云々、越前國藤島と戰死せし、時ノ年三十八

びて、社壇をやきひしより、事うじて、引きしりぞ、北國ふありし義貞も、たびくめらきしりど上りあへじ、ゆせら事うくて、空くさんすうぬと聞えしりバ、云ふをうりちへしてしもやむべきちじて、陸奥の御子又、東へむりもくめ給ふべき定あり、左少將顯信朝臣、中將も轉り、從三位も叙、陸奥の介、鎮守將軍を兼ねしめてつうもく、東國の官軍、ことく彼の節度よ從ふべきよしをひらせ、親王ハ、儲君もくせ給ふべきむね申しきりせ給ひて、道の程も、うくつけちゆるべし、國にてハ、あくもさせ給へとちん申らむ、異母の御兄も、あよとまく、同母の御兄も、前東宮恒良親王、成良親王ヤ、かくじこまく、どうひゆる

標註  
神皇正統記言一卷

九月のえトメ元弘日  
記、八月十七日子作

も、天命ちきバかくだけまし、七月の末つゝく、伊勢よ越  
えさせくひて、神宮よ事のよを啟して、御船のよそ  
ひし、九月のをドリ、ともづくばこゝれしよ、十日あまう  
のこゝりや、上總の地ちうくうり、空の景色などろく  
く、海上あくまうりうバ、又、伊豆の崎といふ方に、た  
どよまれしよ、いとく、波風なびくもくちうて、あまた  
の船、行きくもくらむありうちよ、御子の御船ハ、ちうり  
ちう、伊勢の海よつうせ給ひぬ、顯信朝臣ハ、本より、御船よ  
ちうりひきり、同ド風のまきくもく、東をさして、常陸の國  
ちうり、内の海につきくる船ありき、方々よたゞよひし中  
ふ、此の御船、たちト風よて、東西に吹きけらさぬ、すゑの  
世ふも、うづううちたゞよぞあるべき、儲の君にち

ざまくせ給ひて、例ちきひゆの御住居も、いうとお不  
えくみ、皇太神のくもめ申はせたまひくもくちうべし、後  
に、芳野へ入らせまくくして、御目の前よて、天位をつか  
せ給ひしりば、いくとれたりひあをせしもて、たふとくも  
あらうりうま、常陸ハ、りとより心はすうくちきバ、御心  
ざくあら輩をうくうて、義兵おもくちうりね、奥州、野州の  
守も、次の年の春、かさねて下向して、おのく、國よつき  
よき、げても、舊都よも、戊寅の年の冬改元して、曆應とぞ  
いひくも、芳野の宮よハ、本の延元の號ちきバ、國々も、た  
れひくも、の年號ちりキ、りうこしよハ、かくうくめーお  
かけきど、此の國にも例ちし、ちきど、四くせよもちうりぬ  
るふや、大日本島根も、本よのの皇都ちう、内侍所、神璽も

標註 神皇正統言下卷

普及舎

仲尼ハ云々、魯哀公十  
有四年春、西狩獲麟と  
春秋ニ見えり、孔子  
之ノ筆を止めり

左大臣、經忠ちう

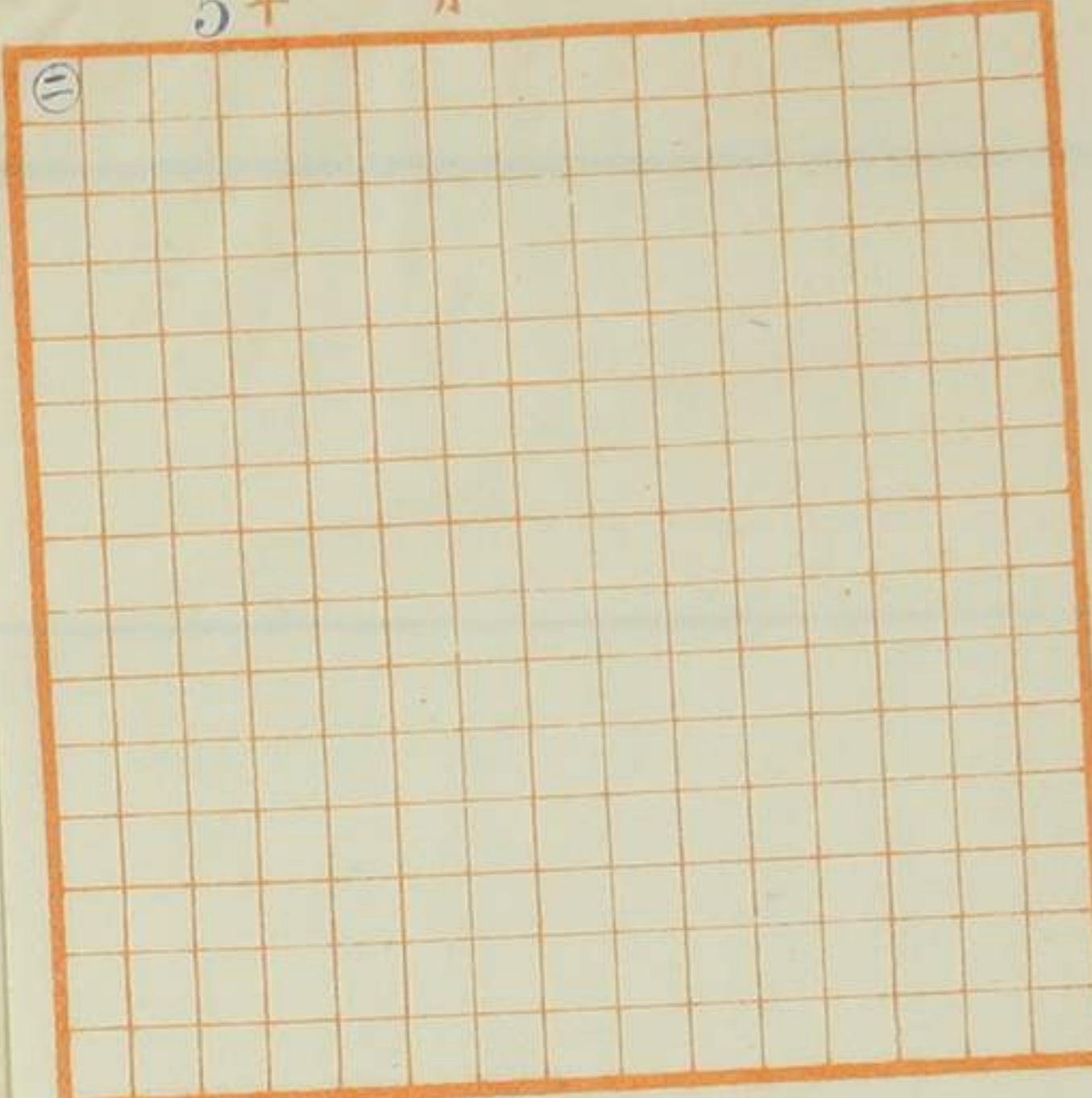
芳野よおもてしませば、いづくか都よあらばるべき、られて  
も、八月の十日あまり六日にや、秋霧よをうされられ給  
ひて、かくきま／＼ぬとを聞えし、寝そび中も夢の  
世、今より初めぬち／＼ひとハありきづく、うずく、目の前  
ちる心ちして、老の涙もうきあへねば、筆の跡さへく  
おなりぬ、むうし、仲尼も、獲麟よ筆を絶つとあきば、茲よ  
てどうまりくく①あきど、神皇正統の、よおしまぢるま  
じき、ことよりば申のべて、素意のすゑをも、あ／＼をさ  
まや／＼て、あひてあら／＼つくるちり、かねて、時をもけ  
と／＼しめ給ふよや、前の夜よう、親王をば、左大臣の第へ  
うつ／＼きてまつ／＼きて、三種の神器をつゞへ申ら<sup>まわ</sup>②、後  
の跡をば、仰のまゝよて、後醍醐の天皇と申ひ、天下を治

事二十一年、五十二歳おもてま／＼た、むうし、仲  
良天皇、熊襲をせめはせ給ひて行宮よて、神内りま／＼  
くき、はきど、神功皇后、不ともく、三韓を／＼ひらげ、諸皇子の亂を／＼づめらきて、胎中の天皇の御代よけどあり  
き、此の君、聖運ま／＼ま／＼バ、百七十餘年、中キスふし、  
一統の天下をあ／＼せ給ひて、御目の前よて、日嗣をゆど  
めさせ／＼ひぬ、功もしく徳りうちぬす人、世におこり  
て、四くせあまりが不ど、宸襟をちやまし、御世をすぐら  
せ／＼すひゆきば、御怨念のすゑ、むち／＼くのりちんや、今  
の御門、又、天照太神うちこの方の正統をうけま／＼  
ゆきば、此の御光よ、あ／＼そひ／＼てまつるりのや／＼ある  
べき、中々、うくてあづまらべき時の運とぞなばゆ

第九十六代、今上皇帝、御名ハ義良、後醍醐天皇第七の御子、御母ハ准三宮藤原廉子、此のきみちよりまれにせ給わんとて、日を懐くとちん夢よ見申し給ひくらうぞ、さきバ、あまくの御子のきみつゝたゞちるよドき御事とぞ、兼ねてよりきあえさせ給ひし、元弘癸酉三年のとく、東の、陸奥、出羽の、とめよて、おもむりさせトモ、甲戌四、元弘の夏、立親王、丙子延元の春、都よりだらせまし、内裡より御元服、加冠、左大臣とうや、すうちち、三品よ叙し、陸奥の大守よ任せさせ給ヒキ、同ド、き戊寅延元のとくの春、又、上うせトモ、芳野の宮ヒムカ、秋七月、伊勢よらえさせトモ、うちねて、東征ありうど、猶、いせよかへりまし、つちのどの卯の年延元三月、又、芳野へい

せ給ヒムカ、秋八月中の五日、ゆづりをうけて、天日嗣ヒムカを了へぢもーまひ

5年 2月



六書居士原田真淨書

六書居士原田真淨書

明治二十五年五月九日 印刷  
同 年五月十日 出版

版權

著者

今泉定介

東京小石川區西江戸川町一番地

東京牛込區水道町四十二番地

白山

東京神田區柳原河岸十四號地

辻

敬

健介

文

之作

印刷者

東京下谷區練塀町六十八番地

沼尻

爲

普及

及

舍

東京神田區柳原河岸十四號地

發兌

六書居士原田真淨書

六書居士原田真淨書  
正統記下卷終



明治二十五年五月九日 印刷

同 年五月十日 出版

版權

著者

今泉定介

東京小石川區西江戸川町一番地

所有

著者

白山

東京牛込區水道町四十二番地

發行者

沼尻敬

東京下谷區練塀町六十八番地

印刷者

健介

東京神田區柳原河岸十四號地

發兌

普及舍



